

令和元年裾野市議会 9 月定例会

予算決算委員会各分科会・各委員会

9 月 5 日 (木)	予算決算委員会厚生文教分科会・厚生文教委員会・	2
	教育部 学校教育課	3
	教育総務課	9
	生涯学習課	14
	健康福祉部 社会福祉課	20
	子育て支援課	24
	国保年金課	27
	介護保険課	31
	保育課	35
	討論・採決	50
9 月 6 日 (金)	予算決算委員会産業建設分科会	53
	環境市民部 上下水道課経営課	
	上下水道工務課	54
	建設部 建設課	63
	建設管理課	65
	まちづくり課	69
	産業部 演習場対策室	72
	産業振興課	75
	討論・採決	79
9 月 9 日 (月)	予算決算委員会総務分科会・総務委員会	80
	総務部 財政課	81
	税務課	83
	行政課	84
	人事課	85
	企画部 企画政策課	96
	環境市民部 市民課	104
	生活環境課	107
	討論・採決	111

裾野市議会 予算決算委員会厚生文教分科会・厚生文教委員会

令和元年9月5日(木)

9時00分 開会

○委員長(杉山茂規) ただいまから、予算決算委員会 厚生文教分科会 及び厚生文教委員会 を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第72号議案 令和元年度裾野市一般会計補正予算(第3回)の内の関係部分、第73号議案 令和元年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)、第74号議案 令和元年度裾野市介護保険特別会計補正予算(第2回)及び、本委員会に付託されました、第63号議案 幼児教育・保育の無償化等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、第66号議案 裾野市澎湖語児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、第67号議案 裾野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、第68号議案 裾野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、第70号議案 裾野市キャンプ場条例を廃止することについて の審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(杉山茂規) ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員 及び 委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。質疑・意見について、分科会外委員 及び 委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員 及び 委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

教育部

○委員長（杉山茂規） ただいまから、教育部関係の審査に入ります。

教育部長の総括説明を求めます。教育部長。

（教育部長、説明）

○委員長（杉山茂規） 総括説明は終わりました。

学校教育課の審査（第72号）

○委員長（杉山茂規） はじめに、学校教育課の審査を行います。第72号議案の内の関係部分の審査になります。学校教育課長の説明を求めます。学校教育課長。

（学校教育課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。

○委員（土屋秀明） 粉末茶ですけど、これは裾野市で独自に銘柄とか購入先を選べるんですか。

○委員長（杉山茂規） 学校教育課長。

○学校教育課長 裾野市の方で選ぶことができます。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） 市内にも製茶加工しているところがありますが、今回の場合にはどういうところを念頭にしているんですか。購入先は。

○委員長（杉山茂規） 学校教育課長。

○学校教育課長 昨年度も市内業者の方から購入して配布をしたんですけども、基本的には入札で進めて行く予定ですので、今年度も出来ましたら市内の業者をとと思いますが、あくまでも金額面的なところで考えていきたいと思っています。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 昨年度からやられていて、今回は20から30袋に上げた。で、出来ましたらこれについてどんな意見があったかというのを聞かれていますか。

○委員長（杉山茂規） 学校教育課長。

○学校教育課長 インフルエンザの時期にと言いましたけれど、昨年度もインフルエンザは流行ってしまって、実際に効能としてはどこまで効果があったかは判らないんですけど、ただ、そういう時期に持たせることで予防であるとか、飲み方に関しては自由なものですから、中にはうがいに使ったりとかですね、或いは飲むということもあるんですけど、非常にスティック茶は溶けやすいものですからそういう部分では気軽に出来るということでは好評でした。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。

- 委員（浅田基行） インフルエンザという話で、例えば熱中症とか、暑さ対策のときの対応にも何かつながるということで、時期とか考えというのは考えるところはあるんですか。
- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。
- 学校教育課長 熱中症に関しては中々対応としては今年も気を遣いながら進めてきたところではあるんですが、9月もまだ残暑があるものですから気は緩められないものですが、ミネラル分とか各校でスポーツドリンクであるとか、その辺のところは家から水筒を持ってきてという対応はしているので、もしこの時期に併せられてやれるのであれば検討はしていきたいと思いますが、今現在のところは冬場に併せてということであります。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 県からの100%補助の実施なんですけれども、先ほど前年が20袋で今年度が30袋予定しているということでしたが、県からの方針でということの理解でよろしいんですか。
- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。
- 学校教育課長 県の補助事業としては昨年度もそこまでの上限はあったんですが、昨年度は初めての施行ということもありまして、ちょっと様子を見るということで20袋ぐらいが適当ではないかなというふうに考えて取り組んだんですが、学校の方に様子を聞いたところ好評ですので是非上限まで出来るんならやって欲しいという要望もあったものですから今年度は30袋という上限ギリギリまでという実施を考えております。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 各市町の計画によって、その辺は任されている。そういう理解ですか。
- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。
- 学校教育課長 その通りでございます。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 時期は何月からなんですか。
- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。
- 学校教育課長 一応11月以降に、補正を通していただいた後に配布をと考えておりますので、昨年度も12月に入ってから実施した学校が多かったかなと思いますので、その時期を今年度も一応目安として考えています。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 今年、既にインフルエンザが西小でもう学級閉鎖ですか、もう起きているんで、出来るだけ早い配布が必要かなと思うんですけど、また次年度にこういうことがあるかと思うんですけどその辺、早く対応できるような要望と言うかそういったことも可能なのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。

- 学校教育課長 県のこの事業がありますという確認が出来ての補正というかたちになっているものですから、どうしてもこれ以上の前倒しはちょっと難しい部分はあるんですけど、先ほども申し上げましたが明らかなインフルエンザ等の効能という部分での関連が非常に強くあるという訳でもなく、インフルエンザに感染力が非常に強いものですから、あくまでもその時期に少しでもやれたらなというふうなそれくらいの考えではございます。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 県の方で愛飲推進ということでこの事業が行われていると思うんですね。このステック茶については好評であったということなんですけれど、県が目指している子どもたちにもお茶を飲んでもらうという、そういうところというのは県の方としても評価とかそういうものは出るのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。
- 学校教育課長 評価というところはちょっと難しいんですけど、委員がおっしゃられたように県の方としては日常的に日本茶を飲んでもらいたいというふうな、お茶の日常化、愛飲を推進している事業ではございます。各学校でも日本茶を飲むというような授業でもそんな扱いはしているのですが、中々日常的に学校の方でお茶を用意するとなると設備面とか色んなところで課題も多くありまして、現在学校では中々出来得ないんですけど、なるべくそういうふうな機会を使って家庭の方でも日本茶を飲んでもらえるようになってふうな、そういうふうな切っ掛けの一助になるようにとは思っています。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 学校の方では難しいと思うんですけど、家庭でお茶を飲む習慣というのは出来ていくと良いのかなと思うんですけど、その辺というのは県の方からこういうふうにして欲しいというような指導というのはないわけですね。
- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。
- 学校教育課長 指導という強いところまではないんですけども、本年度も市内2校の小学校の方でお茶を食育に絡めてお茶をなるべく飲む習慣を授業の中で取り組んでほしいということで別な授業として取組みを市の方でも受けておりまして、なるべく飲んで欲しい、促進というか促すような動きは勿論あるんですけども、強い指導というところまではまだないんですけど、なるべくそういう機会を捉えてお茶については学校でも触れてもらうような、そういうような取組みはしております。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） ステック茶の30袋という配布の中で、ステックとは細いやつですか。学校内の中で飲むようにしているのか、それとも家庭の中で飲むような配布になっているのかということはどうでしょうか。

- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。
- 学校教育課長 昨年度の取組み状況を見ると、ちょっとその辺は各学校によってまちまちの実態がありまして、基本的には先ほども申しあげましたように家庭でもそういうような取組みをお知らせしたいものですから、家庭に持ち帰ってというふうなことで、それをまた学校に持ってきて飲んでもらうというのを基本線にはしめしてはいたんですけども、家の方でそれを学校に持ってこないで家の方で飲んでいるというふうな学校も中にはありまして、それはそれでも良いのかなと思ったんですけど、なるべくそれが効果として広まるようにはしていきたいなというふうには考えています。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。委員長交代で良いですか。
- 副委員長（岩井良枝） 委員長交代します。杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 小学校で食育に絡め取り組んでいるというお話があったと思うんですけど、今回の174万3千円の中にその分の費用も入っているという解釈でよろしいでしょうか。
- 副委員長（岩井良枝） 学校教育課長。
- 学校教育課長 その授業はまた別の授業でして、この費用には含まれておりません。
- 副委員長（岩井良枝） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） それは今後出てくることの解釈でよろしいでしょうか。
- 副委員長（岩井良枝） 学校教育課長。
- 学校教育課長 これはですね。県の方で、暫時休憩願います。
- 副委員長（岩井良枝） 暫時休憩します。
- 副委員長（岩井良枝） 再開します。学校教育課長。
- 学校教育課長 これは県の事業で、県の方で直接費用の方を持って来て学校と直接やりとりをして行っておりますので、費用の方は全て県持ちというふうなかたちになっております。
- 副委員長（岩井良枝） 委員長を交代します。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） この事業は茶の国静岡構想に基づいて実施されている事業だと思うんですけど、茶文化の継承とかが謳われているはずなんですけど、学校教育課で実施する事業の中にこの部分というのはどういう風に含まれているんですか。
- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。
- 学校教育課長 今委員のおっしゃった部分についてはこの事業の中には含まれておりませんが、各学校で手もみ茶であるとかお茶摘みと言う体験は進めてはありますが、この事業には実際は含まれておりません。
- 委員長（杉山茂規） 井出委員。

- 分科会外委員（井出悟） 本市は配布ということでやっていると思うんですけど、他の市町でこの事業費を使った、補助を使ってどういうことをされているかご存知ですか。
- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。
- 学校教育課長 全て把握してないんですけど、茶葉の購入費とかには充てられるものですから、そういう設備が整っているところにつきましては茶葉を購入してですね、それを学校の方で沸かして給食の時間に飲ませるとか、そういうふうなことをされているというのは聞いております。
- 委員長（杉山茂規） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 配布したやり方が非常に学校によってバラツキがあるということで、県の実施しようとしている茶の国静岡構想等が進展するための事業費として使われているかという検証がほんとうに出来るような状況になっているんでしょうか。例えば配って、学校によっては家にもって帰って飲んでいるかもしれないし。みたいな状況、さっきの説明だとそういうふうな受けとめたんですけど。その部分についての統一的なやり方を進めない理由がもしあればお伺いしたいんですけど。
- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。
- 学校教育課長 昨年度初めての取組みということもありまして、そちらについてはこういうふうなかたちでなるべく使って欲しいというふうなことはしたんですけど、家庭の協力もなければできないものですから家庭の方で必ずそれを持たせて下さいねというふうなことでの、なかなかそこについては呼びかけはしたんですけどもちょっとそこら辺の、最終的な対応については、その辺の統一感はちょっと無かったところは事実です。ですね、で先ほど申し上げたとおりに学校によってはどうか、各クラスの担任の指導によってはそこを家に持ち帰りさせ、これを使って下さいというふうなかたちになってしまったところもありますし、これを持ってきて学校で飲むんだよという指導になったところもありまして、その辺はちょっと反省点として残っております。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。小田委員。
- 分科会外委員（小田圭介） まず確認をさせて頂きたいんですけど、地方創生の関係の予算の審査の中で、たとえば10分の10、国の負担だからとか、県、国の負担で市の持ち出しがないからというかたちで、割と必要ではないかもしれないけど通してきたという反省を踏まえてお聞きをしますが、この事業は市単でやるとしてもひつようだと感じられる事業でしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。
- 学校教育課長 県の愛飲推進事業というものを受け止めてはいるんですけども、現実的な費用面の問題もありまして何も取り組みをしないということ

ではないんですが、今現在はこの事業がもし無かったら各学校にやっていた
だいているお茶に関わるものでしかないものですから、それを補うようなか
たちで少しでも進めていきたいなというふうには思っております。なので、
100%これを使えば良いやという、そういうふうな考えではないんですけど
少しでも沿って進めていきたいなというふうな思いではあります。

(「市単であれば、実施するかしないか。ということ」という声あり。)

○学校教育課長 その辺については予算の確保という部分もありますので、そ
れが可能であれば進めていきたいと思っております。

○委員長(杉山茂規) 小田委員。

○分科会外委員(小田圭介) 実情はおそらく課長も判られてと思うんです。
東中と東小に息子がいるんで。実際には配られただけであとのフォローもお
そらくありません。で、これは県のお金を持ってきて市内業者に受注させる
ということならまだ整理がつくんですけど、入札で市外の業者に落とすかも
しれないってことは、もう少し考える必要があるなと思っておりますが、
随意契約というのは無理なんですか。

○委員長(杉山茂規) 暫時休憩します。

○委員長(杉山茂規) 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 入札の折に、条件としまして地元の茶葉を使うようなものを
条件として入札にあたるようなかたちにしました。

○委員長(杉山茂規) 他はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 72
号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 72 号議案の
内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(賀茂博美) 分科会外委員の意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(賀茂博美) 以上で、第 72 号議案の内の関係部分に関する意見を終
わります。以上で学校教育課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時27分 休憩

教育総務課の審査（第72号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に教育総務課の審査を行います。発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第72号議案内の関係部分及び第66号議案の審査になります。はじめに第72号議案のうち関係部分の審査になります。教育総務課長の説明を求めます。教育総務課長。

（教育総務課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 学校給食の配膳委託の地図を確認しましたが、坂があるというお話ですけど、距離はどれくらいあるんですか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 オレンジ色で塗ってあります校舎から体育館の横を通って終点の、この直線の距離ですけども80m強ございます。それから左に折れて仮設に入りますので90mという距離になってくるかと思えます。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） この廊下というのは既設のところを使うのか、まったく新しく通路として建設するものなのか、どちらでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 体育館の脇までは既存の通路になります。その先の若干延長する部分と左に曲がって仮設に入る部分、こちらについては増設となります。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 今おっしゃられたところと言うのは体育館に入る図面で言いますと「マルLの解放渡り廊下」というところは既設の部分ですか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 こちらにつきましては既設になります。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） ここの廊下は段差というんですか。車が横断できるような段差があるような廊下だと思んですが、その辺はどういう改善をされたんですか。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長 こちらにつきましては工事車両も通過しますが、給食時にはワゴンが通過出来るように平面となるような細工をして通過します。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） それは何か置くというイメージですか。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。教育総務課長。
- 教育総務課長 Lの部分につきましてはワゴンが通過出来るようフラットな
っています。先ほど、そこに何かを敷いてと申し上げましたが、そこは訂正
させていただきます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 体育館から先で仮設校舎までは増設というかたちでした
けれど、既設のところは雨、風に大丈夫な構造になっているかと思いますが、
増設した部分のところもちゃんと雨風が対応できるような作りでよろしい
でしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 増設部分につきましても屋根と腰壁は設置するんですけれど
も、100%防げるかという若干入り込みが予想されます。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 配膳員 2 名を配置するという事なんですけれども、勤務
体系とかはどうなっているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 配膳員は 2 名を予定しておりまして、勤務時間としては 11 時
から午後の 1 時半までの 2 時間半を予定しております。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 給食室から、今通常に子どもたちの教室への配膳はどの
ように行われているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 給食室で調理された食器につきましては、給食室から L を通
りまして北校舎の位置までは給食員、調理員さんがワゴンを押してそこに配
置をします。そこから先は給食員と子どもたちが各教室まで運ぶことになっ
ています。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 補足資料に委託料の数字がありますけれど、146 万 8 千円
に 88 万円を増加ですけれど、146 万 8 千円というのは、この委託は富岡第 1
の給食の委託なんですか。それとも何か全体。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 元々配膳員が配置されている学校におきましてはセンター方
式で調理された給食を食する小学校、中学校に配膳員を設置しております。
今回の補正につきましては新たに、特別に設置をするということでもあります。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 就学援助費のところですけど、前倒しの支給と当初予
算の不足の補てんの部分の数字をお願いします。

- 委員長（杉山茂規）教育総務課長。
- 教育総務課長 小学校への入学する児童への前倒し分としましては30人を見込んでおりました、単価が5万600円掛ける30人で151万8千円になります。続きまして、今年度の単価の上昇による当初予算の区分としましては、50人分を想定しておりました小学校入学用品費としまして、こちらが昨年4万600円だったものが今年度5万600円になっております。こちらを21人で、中学校の入学用品費としましては4万7400円が今年度5万7400円に1万円上昇しております。こちらが29人ということで、合計50人を想定しております。1万円掛ける50人で50万円の不足が生じるということで、合計しましてこの金額になるということでございます。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 前倒し支給で今この時期ですから、来年度の新入学生の中で受けられる人は今の時点ではかなりの精度ですか。
- 委員長（杉山茂規）教育総務課長。
- 教育総務課長 実際にはまったく情報がない状況です。30人を見込んでいるという人数につきましては今年度は中学への入学用品費に対象となった児童が29人おりましたのでそれを参考に30人と言う数字を想定しております。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 管理運営費の方なんですけど、備品購入費のテニス用の防球ネットを購入されるということでしたけれど、これはネットが穴が開いていたとかそういった状況だったんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規）教育総務課長。
- 教育総務課長 老朽化によりネットが破れたりというものもございまして。そういうものを新しくするものでございまして。暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。他は如何でしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第72号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第72号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 以上で、第72号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

教育総務課の審査（第 66 号）

○委員長（杉山茂規） 次に第 66 号議案の審査になります。教育総務課長の説明を求めます。教育総務課長。

（教育総務課長の説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 当市としての影響は。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 市としてというよりも個々に資格の取得する機会が増えるということになりますので、ということです。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開します。他は如何でしょうか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 研修の機会が増えるということですが、研修の内容は県の内容と指定都市での開催と研修内容は一緒のものと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 基本的には同じ内容になるかと思えます。暫時休憩願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開します。他は如何でしょうか。岩井委員。

~~○委員（岩井良枝） 県で行われていたのは年何回ぐらい行われていたのでしょうか。~~

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開します。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 今の質問取り消します。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。増田議員

○委員外議員（増田祐二） 支援員の不足の状況を鑑みて拡充に繋がればという思いもあろうかとは思いますが、この告知はどのようにされますか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 暫時休憩願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長 現在働いて戴いている支援員につきましては受託業者の方から情報を提示していきたいと思えます。一般市民につきましては広報を通じて告知をしていきたいと考えています。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（杉山茂規） 以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で第 66 号議案に関する質疑を終わります。以上で教育総務課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9 時 27 分 休憩

生涯学習課の審査（第72号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に生涯学習課の審査を行います。発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第72号議案の内の関係部分及び第70号議案の審査になります。はじめに第72号議案のうちの関係部分の審査になります。生涯学習課長の説明を求めます。生涯学習課長。

（生涯学習課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。浅田委員。

○委員（浅田基行） SOMPO ボールフェスタ事業委託ということで、こちらは対象者はどのような対象者をねらいとしているのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 市内にお住まいの子どもたち、午前中の部と午後の部に分かれるんですけど、午前中の部が5歳から小学校3年生、午後の部が小学校3年生から6年生ということで予定しております。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 3年生は午前も午後も出てますか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 午前中の部がボールで遊ぼうということで、
（「3年生がだぶっているか。だよ。」という声あり。）

○生涯学習課長 3年生はだぶっております。

○委員長（杉山茂規） 他は如何ですか。勝又委員。

○委員（勝又豊） ボールフェスタの内容をわからないので、ちょっと。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 小学生それからその親の方を対象に、各競技、今回、前回平成29年度に行った時と同じく4競技やるんですけども、そのトップアスリートをお呼びいただいてボールを使ったスポーツの楽しさや技術を教えてもらおうというようなものでございます。

○委員長（杉山茂規） 勝又委員。

○委員（勝又豊） そうすると特定な協議ということじゃなくて、その4競技というところのような協議を言うのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 バレーとバスケットとフットサルとラグビーでございます。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長代理。

○生涯学習課長課長代理 補足説明をさせていただきます。課長の方から午前中の部午後の部と二つに分かれているというお話をさせていただきました。こ

のボールゲームフェスタは二つの事業に分かれていまして、午前の部が小学校3年生以下を対象にしたものでボールを使った遊び、ボールを使って感覚を楽しく行いましょうというものになっております。午後の4年生以上。こちらは3年生を含めて良いというかたちで、行っておりまして、先ほど言いました4つの競技を中心として、ボールをトップリーグに居た人が広く楽しく教えながら様々な競技でふれあいながら、さらにボールで遊ぶ、ボールを扱うというような楽しさを知っていきましようという事業になります。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。他は如何でしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 委託料のところの説明で、運営補助に係る人員費用の補助ということなんですけど、これを説明していただけますか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 運営補助 11 万円の内訳ですけれども、こちら前回の平成 29 年度実績から求めておりまして、運営補助で人件費 12 名分とそれから看護師の委託、その他消耗品を考えております。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） そうすると人員の手当てだけではなくて他のも含まれるということなんですね。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 おっしゃるとおりでございます。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 委託はどのようなふうに考えられていますか。委託先とか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 前はですね。指定管理者の方に委託したんですけれども、おそらく同じようなかたちになるかなとは思っています。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 参加者の人数についてはどれくらいを予想していますか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 前回は午前の部が親子 40 組で、午後の部が 100 名の方に参加頂きましたので、同じくらいかできればもうちょっと、一応キャパ的にはもう少し行けますんでそれくらいで考えております。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 29 年度は指定管理の方ということで、今体育館を管理している団体の方からの提案の事業ということ良いんですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 今回につきましてはこちらから、市の方が誘致させてもらいまして、それで成功したものですから、こちらからでございます。

- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 29年にはあちらからの提案だった。今回はこちらからの提案ですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 29年度もこちらから誘致して指定管理者の方をお願いしたかたちでございます。
- 委員長（杉山茂規） 委員長交代で良いですか
- 副委員長（岩井良枝） 委員長交代します。杉山委員。
- 委員（杉山茂規） このものが継続的にやられている訳なんですけど、当初なく今回のタイミングで出てきているというのは当初の段階では連絡がなく結果的に今回やろうと思いついたというような解釈なんですか。
- 副委員長（岩井良枝） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 予算の段階ではございませんでした。年度が改まってから誘致の方に成功したものですからこのタイミングで補正させていただくというかたちになります。
- 副委員長（岩井良枝） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） ということは当初やりたかったけれども確定してなかったんで予算計上してなかったという解釈でよろしいでしょうか。
- 副委員長（岩井良枝） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 平成29年度に行った時に今後また開催するんであれば、実際でもって予算をもって下さいというようなお願いがございましたが、残念ながら予算が付きませんで、今回実はトップリーグ機構の方で予算を付けていただくということで誘致が成功したものですから補正を取らせていただきます。
- 副委員長（岩井良枝） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） どのようなかたちで予算を付けていただくという、これが実ったのかというところを詳しく判れば教えていただきたいです。
- 副委員長（岩井良枝） 暫時休憩します。
- 副委員長（岩井良枝） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 市の方から働きかけを行った結果、せいこうしたものでございます。
- 副委員長（岩井良枝） 委員長を交代します。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 冠に SOMPO と付いているんですけど、冠という理解でよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 はい。冠ということです。メインスポンサーの冠が付いています。

- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 需用費の印刷製本費は SOMPO ボールフェスタの広告ということで良かった、認識で良かったですね。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 はい、おっしゃる通りです。チラシ 6,000 部ということで予定しております。
- 委員長（杉山茂規） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 参加者が 100 名と先ほど説明があったような気がするんですけど、そのような事業の中で 9 万 3 千円の告知を打たなきゃならないというんですか、その辺がバランス、委託料とのバランスも非常にアンバランスに感じるんですけど、例えば印刷製本費 9 万 3 千円なので 100 人だったら一人当たり 930 円が導入人員に対して掛るんですけど、広告費が。その辺の考え方というのはどのようにお考えですか。
- 生涯学習課長 ちょっと休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 広く告知したいというところで、この金額で設定しております。
- 委員長（杉山茂規） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 6,000 部と言うことなんですけれども、例えば幼、小、中併せて子どもって 6,000 人いましたっけ。全員に配布しましたとしても。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 折り込みでというような形で考えてますんで 6,000 という数字になっております。子どもの数に対してと言う設定はしてありません。
- 委員長（杉山茂規） ほかは。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 72 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 72 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 以上で、第 72 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

生涯学習課の審査（第70号）

- 委員長（杉山茂規） 次に第70号議案の審査になります。生涯学習課長の説明を求めます。生涯学習課長。
- （生涯学習課長の説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 施行日が附則で11月1日になっていますけど、これはどういうことで11月1日なんですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 地主の須山振興会に土地を返却することにつきまして、この段階で目途がつけられましたので、このあと条例を廃止させていただいて解体と返却のための作業を進めるためというところで、この時期というかたちで整理させていただいております。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 来年の3月いっぱいまでの借地契約の中でこれから解体とか整備をする、返すための準備をするために11月1日をもってキャンプ場を廃止する、そういう意味ですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 はい、おっしゃるとおりでございます。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） キャンプ場を返してしまってもう契約的にはまったくさらの状態になってしまうということなんですか。次のステップというか、というものは考えていないでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 市と振興会さんとの契約ということではここでおしまいでございます。市としては考えておりません。
- 委員長（杉山茂規） よろしいでしょうか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。増田議員。
- 委員外議員（増田祐二） 提案理由の部分で社会教育施設としての役割を終え というふうにあるんですけども、社会教育施設としての役割を終え、この施設が終えて、他にそれを代替するものというのはあるんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 そもそも社会教育施設として昭和55年にオープンしました。

で、当初は市内の学校や市内の少年関係の団体、市子連さんとかボーイスカウトさんの利用をいただいておりますが、近年はそういった利用が激減しております。ただし、お客様の数のところにつきましては近年微増のところの傾向だったんですけれど、アンケート調査を行った結果、それが全てではないですがほぼ観光目的のお客様だということが判りました。そういったところから社会教育施設として今後も維持していくというところは難しいだろうという判断をして廃止に至ったところでございます。

○委員長（杉山茂規） 増田議員。

○委員外議員（増田祐二） 提案理由としては収支の話に触れるほうが本音かなと思うんです。社会教育施設としての役割、利用者が減ったから社会教育施設としては価値がないとか、まあ、価値が低下しているというよりは単純にコストがあわないという話の方が提案理由のほうにくるのかなと思っただけなんですけど、そういう話ではなかったですか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 コストというところも考えますと確かにこういった施設だものですから黒字を生み出すというのは中々難しいところでもございますが、私どもとしましてはあくまでもこちらの社会教育施設というふうなところで考えているものですから、理由としてはこのような理由で設定させていただいておりますところをご理解いただければと思います。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で第70号議案に関する質疑を終わります。以上で生涯学習課の質疑を終わります。以上で教育部の質疑を終わります。暫時休憩します。

10時50分 休憩

健康福祉部

- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。ただいまから、健康福祉部関係の審査に入ります。
健康福祉部長の総括説明を求めます。健康福祉部長。
（健康福祉部長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 総括説明は終わりました。

社会福祉課の審査（第72号）

- 委員長（杉山茂規） はじめに、社会福祉課の審査を行います。第72号議案の内の関係部分の審査になります。社会福祉課長の説明を求めます。社会福祉課長。
（社会福祉課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 19ページの生活保護システム改修ですけれども、先ほど理由がマイナンバーの情報連携と言うことが言われていますけれども、内容としてはどういうことなんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 こちらにつきましてははですね、厚労省の方から指示がございまして就学準備給付金の創設がございまして、そちらの方をマイナンバーの方の情報を得て連携させてシステムの方に反映させるといったような内容にあります。今年度創設されました進学準備給付金の情報をマイナンバーの方と連携をさせるといった内容のシステム改修でございます。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 予算書の16ページのプレミアム付き商品券の関係です。委託先は何か所になりますか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 休憩をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。社会福祉課長。
- 社会福祉課長 販売の委託先につきましては6か所、換金につきましては7か所になります。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 委託料の824万の算出根拠を教えてください。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 こちらにつきましては対象者は当初7,600人だったんですけど、8,400人が根拠になりまして、また単価の方が販売手数料につきまして

は一冊税込 55 円、換金につきましては 11 円を想定しておりまして、これの積算と、当初の残額から差し引いた金額を今回補正させていただいております。

- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 10 月 1 日から販売で、現在の準備状況を教えて頂きたいと思います。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 対象の可能性のある方につきましてまず申請書を送らせていただいております。こちらが随時返還、申請が提出されている状況で、最初に発送する日を 9 月の 11 日を予定しておりまして、その時点で一回、その申請者に対して引換券を発送する予定となっております。あわせまして、子育て世代の方につきましては 9 月 17 日の発送の予定となっております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 申請状況はどういうような状況ですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。社会福祉課長。
- 社会福祉課長 8 月 20 日現在で申請件数については、642 件、割合としましては 12%の受付をされております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 利用期間というのは、いつまで使えるというよていはあるのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。社会福祉課長。
- 社会福祉課長 利用可能な期限につきましては 2 月 29 日までとなっております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 券を使いきれなかった場合は。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 利用できなかった券は無効になります。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 換金と言うのはどういう内容なんですか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 購入した方が店舗でその券を金券として使います。その利用した券を事業者、販売者が銀行へ持ち込んでお金に換えるという作業になります。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 先日の説明では 128 店舗数で販売が可能になるのではと

- ということだったんですけど、その辺はもう確定をしたということですか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 これは8月20日現在の登録店舗数でありまして、最終の登録締め切りを12月20日までとしておりますので、今後増加する可能性はございます。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 8月20日時点で642ですよね。申込みがあったということですけど、9月11日に発送ということですが、その数と言うのはいくつになってるんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 現在そちらの方の手続きをしておりますので、具体的な数字はまだ出ておりません。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 642世帯ということで、申請者数の方は判りましたでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 現在確認はとれておりません。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 利用期限は2月29日まで利用可能とのことですけど、換金の可能な時期というのがありますか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 換金のタイミングにつきましては、毎月10日を締めにさせていただきますので、2月の29日までにご利用された方につきましては最終が3月10日に持ち込んでいただくようなかたちになっております。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 商品券の使用期間を2月29日ということでした。3月31日までの使用期限とされなかったのはどういう理由なんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 今年度の事業ですので、3月31日までにすべての事業を終了するという前提で組んでおります。ですから換金まで考えますと使用期限を2月の末で設定をしている、そういったことでございます。
- 委員長（杉山茂規） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 5か月で軽減というか、そういう効果が出るものでもないと思うんですよね。使う方の立場に立って少しでも長い方が良い

のかなと思うんですけど、そのかんでの論議というのは無かったんでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。

○健康福祉部長 いつとするかと言うのは、事業というのは繰越の承認を得られなければ年度内に完了しなければならないものですから、今の時点では私どもとしては今年度に完了するという前提での事業の支度をすると、そういったことでしか対応できないと考えています。

○委員長（杉山茂規） 賀茂委員。

○分科会外委員（賀茂博美） 申請の件数の見込みをどれくらいというふうに捉えていらっしゃるんですか。

○委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。

○社会福祉課長 現在のところ対象者 8,400 人おりますけれども、予算的にはすべての方が申請される前提で捉えております。

○分科会外委員（賀茂博美） ちょっと休憩を。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。他は如何でしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 72 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 72 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で、第 72 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で社会福祉課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 19 分 休憩

子育て支援課の審査（第72号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、子育て支援課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第72号議案の内の関係部分の審査になります。子育て支援課長の説明を求めます。子育て支援課長。

（子育て支援課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 18ページ。35人の方を予定しているということで、一人当たりの金額と期間についてもう一度、すいません。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 金額につきましては一律17,500円となります。支給は11月の児童手当支給者に対して1月に支払いがされるというかたちになります。

○委員長（杉山茂規） 他は如何ですか。委員長を交代願います。

○副委員長（岩井良枝） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） ファミサポに対する無償化分に対するあれなんですけれども。ファミサポ以外のところでも2号認定をもらっている方はサービスを受けられると思うんですが、額のマックスが決まっている中でそこを越えた場合の取扱について説明をいただきたいと思います。

○副委員長（岩井良枝） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 基本的にはファミサポ以外にも認可保育所とかを利用した場合は合算して37,000円というのが上限になります。なので、合算した金額で請求をしていただいて、あくまでも上限37,000円の範囲内で支給するというかたちになります。

○副委員長（岩井良枝） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 請求というのは利用者側が請求するという考えでよろしいでしょうか。

○副委員長（岩井良枝） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 一か月分を纏めていただいて領収書を用意していただいたものを窓口で還付、償還の手続きをしていただくというかたちになります。

○副委員長（岩井良枝） 杉山委員。

○委員（杉山茂規） 領収書的にぴったしの額なら良いんですが、それよりちょっとオーバーしてしまう場合があると思うんですね。そういった場合端数のところをどちらに含めるかという課題が出たときに、そういったところの取り決め等について全部決まっているのでしょうか。

- 副委員長（岩井良枝） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 あくまでも 37,000 円の範囲内に合算して入れてきますので、範囲に収まるまで支払をするというかたちになります。
- 委員（杉山茂規） 暫時休憩して下さい。
- 副委員長（岩井良枝） 暫時休憩します。
- 副委員長（岩井良枝） 再開いたします。委員長を交代します。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 18 ページ、母子福祉費のところですか。臨時特別給付金、35 人を見込んでいるということでしたけれど、算出の根拠はどういうところから 35 人という数値が出てきたのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 児童扶養手当の支給の申請をしていただくときに一人親になった理由というのを確認をさせていただいております。で、その登録を基に未婚というものを抽出させていただいた数ということになります。
- 委員長（杉山茂規） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） そういうかたちで今の現状の処理の中で算出できるということになれば、この説明欄で未婚のという、この未婚の と入れる必要性というのはまったくないのかな。普通に臨時特別給付金が 613000 円というようなかたちで、載せれば良いのかなというふうに思うんですけども、未婚であるのか既婚であるのか、そんなことはこの際関係ない給付金であるという考えに立つ場合、これは必要あるのではないかなど、予算云々のことじゃないんですけど、その辺のところは如何お考えでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 あくまでも今回対象になる方というのはあくまでも過去に法律婚をしたことが無い人だけが対象になりますので、児童扶養手当を受けてる方の中でも法律婚をしたことが無い人だけに支給をする必要がありますので、ここは明確にする必要はあるというふうに思います。
- 委員長（杉山茂規） 他はよろしいですか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 72 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 72 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）

以上で、第 72 号議案の内関係部分に関する意見を終わります。以上で子育て支援課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 32 分 休憩

国保年金課の審査（第72号、73号）

- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、国保年金課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第72号議案の内
の関係部分及び第73号議案の審査になります。国保年金課長の説明を求め
ます。国保年金課長。
（国保年金課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありま
せんか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 繰越金が3億6,700万円になりますけれど、この使い方
として基金への積み立てだとか予備費に、歳出として予算化してありますけ
れど、これは30年度の中で歳入歳出の差額を掴める話ですから。30年度中
に基金への積み立てというそういう方向ってのはとらないでしょうか。休憩
して。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。国保年金課長。
- 国保年金課長 出納整理期間というのがございますので、決算をしてからと
いうかたち、確定してからというかたちの部分で基金の方、それから、確定
してから基金の方若しくは納付金の差額分とかそういうものでやらせてい
ただきます。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 基金の方は3月末までに処理をしていかなければならないも
のですから、そういったしますと給付費の方の見込みを立てるにはちょっと3
月の補正で計上するところになると中々予測が難しいところがありまして、
確かに議員がおっしゃるとおり年度内にある程度ということは考えられま
すけれど、確定まではちょっと時間が必要ですし、基金の性質上、出納整理
期間という考えはございませんものですから、そのところをご理解を戴け
ればと思います。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 会計の大原則が単年度会計ですね。翌年度に繰り越すの
はある意味特例的な話なものですから、その年度に入ってきた収入でその年
度の歳出を賄う。だから逆に言うと多く繰越をすることは収入が過多なんだ
から、収入を減らすように税に手を付けるべきじゃないか。そこが前提です。
やり方はきっといくつかあるんでしょうけれども、もし考えられるならば検
討をしてもらいたいというところで。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。健康福祉部長。

- 健康福祉部長 ご指摘のようなことについては出来るだけの配慮をしてみたいと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 他は。三富委員。
- 委員（三富美代子） 基金の積み立てを1億ということでされますけれど、これは金額の決め方というのはどのように決めていますか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 まず繰越額が決定します。そこからこれから払う分の納付金が足りなかったりしたり、あとは療養給付費が大体ある程度の部分で計算をさせていただいて、その部分を差し引いた分を最大どれくらい見るかということで基金の積み立てで、今回は1億円というかたちにさせていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 今後掛ってくる金額を想定をされて、その中で最大の金額がこの1億というそういう算出の仕方ということで、そういう理解で良いですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 はい、そうです。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 繰り出し金で700万円を一般会計へ戻したりするんですけど、金額の決め方というのは何か。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 昨年度はこういうことは無かったんですけど、保険事業という中で県から脳ドック、人間ドックとか特定健診、24時間健康相談とか保険事業全般の部分に一般会計からと、あと県からの支出金というかたちでお金の方を貰って、あとは事業の方をやった時に歳入と歳出を比べたとき歳入の方が今年度は多かったということでその部分の差額分は一般会計からのその他の繰り入れ分というのがございますので、一般会計に、要は歳入と歳出をイコールとするということで、歳入が多かったものですからその部分是一般会計から貰っている分をお返しするというかたちで今回、昨年は無かったけど今回700万円というかたちの部分が出ましてその部分を一般会計に戻させていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 国保の財政調整基金の積立金が決算の、現在残高5億4700万円ほどの残高という決算なんですけど、それにプラスしての1億という解釈でよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 はい。それにプラス1億円です。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。

- 委員（浅田基行） 基金として、これぐらい持っていれば、基金として増やす予定金額ってあるんですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 条例の方で裾野市国民健康保険財政調整基金条例というのがあるんですけど、そちらの方には上限等は特には謳ってはおりませんが、こちらの方は国保運営協議会がありますのでそちらの委員さんと協議しながら決めていきたいとは思っておりますけれど、一つの日安としては、まだ納付金が始まって2年目なんですけども、3年から5年の平均の半分ぐらいをとるかたちではと思っております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 金額では。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 まだ、30年、31年ですからあれなんですけど、大体納付金が13億5千万円ぐらいですか、その半分と言うことで7億、約7億ぐらいというかたちの部分を考えています。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 41ページの最後に予備費として今回2億1,398万6千円があるんですけど、これはどういうことなんでしょうか。繰越金の残余分とかという説明があったんですけど。それだったら基金にポンと積み立てればその分7億から8億になるんじゃないでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 療養給付費の関係で現在見込みの方でたてさせていただいております。療養給付費というのは確定が明らかになって支払いをするものですから見込みよりも多かった場合に備えて予備費の方に入れさせていただいております。
- 委員長（杉山茂規） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） その額というのは例年どのくらいの額ですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。国保年金課長。
- 国保年金課長 療養給付費についてわからないものですから、例年大体このくらいの額を予備費の方に計上しております。
- 委員長（杉山茂規） 他に質疑はございませんでしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で、分科会外委員の質疑を終わります。以上で第72号議案の内の関係部分及び第73号議案に関する質疑を終わります。これ

より第 72 号議案の内の関係部分及び第 73 号議案についていけんを伺います。
賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（杉山茂規） 以上で、第 72 号議案の内の関係部分及び第 73 号議案
に関する意見を終わります。以上で国保年金課の質疑を終わります。暫時休
憩いたします。

11 時 55 分 休憩

- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 49 ページに償還金がありますけれども、3,200 万円ほどの補正ですけれども。補正前に比べて大きい額ですけれども何かこれはあれですか。当初見込みと違うんだとか特別な要因だとか、どういうことなのでしょう。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 特に当初と大きな違いがあったというようなものではありませんで、毎年毎年清算をすることによって補正の方で返す金額を確定しているというなかたちになります。ただ、先に 200 万円の金額を載せてあるというのが国と県と支払基金という三つのところになりますが、国と県はこの補正後で充分間に合うんですけども、支払基金の締めが時間的に間に合わない可能性があるので先にある程度金額を載せてあるということになります。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 地域介護空間施設整備補助金について伺います。これはグループホームなどの入所の方が居る施設に対してこういうものを整備するという補助金になるのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 こちらの制度で対象となる部分につきましては、基本的に利用者がいらっしゃる建物に対しての修繕とか改築に対する補助であります。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） つまり入所に限らずデイサービスなどの利用者が居る建物に対しても、修繕とかそういうものに関してもお金が出るという理解で良いですか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 基本的には入所の施設になります。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 今回は 1 業者さんだけがこれに応募してきたということなんですけれど、例えばもっと沢山の施設が利用をしたいと言った場合に、この整備事業の補助金の限度額、各自治体に課せられている限度額というものはあるのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 自治体に対する限度額はございませぬが、施設一つ当たりに対する限度額はございます。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 一施設に対しての限度額はどれくらいになりますか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 色んなメニューがあるので個別には申し上げませんが、今回

の裾野の事業所が受ける部分につきましては756万円というのが範囲となります。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） この補助金はこれまでもずっとあったものでよろしいですか。

○委員長（杉山茂規） 介護保険課長。

○介護保険課長 まず訂正をさせて下さい。先ほど申しました756万円というのが9月30日、消費税が8%の時で、10月1日以降につきましては773万円となります。こちらの補助金につきましては以前からある補助金で、創設当時にはグループホーム等にスプリンクラー、要は火災等の事件があってスプリンクラー等を設置するというものが一番最初の設置の防災目的ということでこちらの補助金が創設されております。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。

（「委員長」という声あり。）

○委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。

○健康福祉部長 先ほど勝又委員のご質疑の中で具体的に事業所の名前を申し上げておりますが、補正の審議後に債主が確定することですので、申し訳ないですけれども介護保険課長の発言の中の個別の事業者の名称というのを削除していただくようお願いいたします。

○委員長（杉山茂規） 市内介護施設というふうですね。

○健康福祉部長 市内の介護施設或いはグループホームまでは結構でございますが、名称とそれからシステム改修の方の委託先も債主はこれから手続きを踏んで確定することになりますので今の段階では削除をお願いします。

○委員長（杉山茂規） ということで、削除させていただきます。

○委員長（杉山茂規） 以上で、第72号議案の内の関係部分及び第74号議案の質疑を終わります。これより第72号議案の内の関係部分及び第74号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第72号議案の内の関係部分及び第74号議案に関する意見を終わります。以上で介護保険課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13 時 29 分 休憩

保育課の審査（第72号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、保育課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第72号議案の内の関係部分、第63号議案、第67号議案及び第68号議案の審査になります。はじめに第72号議案のうちの関係部分の審査になります。保育課長の説明を求めます。保育課長。

（保育課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 今、既存している児童の希望数での算出でよろしいのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 今、在籍している児童の希望での算出させていただいております。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 人数は言えますか。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。

○保育課長 公立幼稚園が372人、私立保育園が234人となります。公立の幼稚園につきましては、379人であります。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 8ページの民生費負担金、民生使用料、教育使用料、この辺がマイナスになっているんですけど、これは保育料の無償化によってマイナスになって一般財源に戻ってるというものなのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 負担金、使用料ですね。これらは半年分の授業料なり保育料の額となります。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。

○保育課長 公立分につきましてはこちらは一般財源となります。あと私立の負担金の分、これらに関しましては国県市で折半してその分を支払うというかたちになります。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。

○保育課長 そのようなこととなります。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。土屋委員。

○委員（土屋秀明） 今回の無償化で住民税非課税とかそういう特殊なものを

除いて無償化の対象に実際にならない世帯、子どもたち。人数はどれくらいになるんですか。休憩願います。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。
- 保育課長 今回の無償化の対象になるのは基本的に子供が3歳から5歳児ということになります。3歳から5歳児の中で矢崎さんの保育所につきましては法令上認可外保育所というかたちになっております。制度的には今回認可外保育所に通っていても保育が必要であると認定を受けたものについては無償化の対象となります。ただ矢崎さんの保育所の利用者の中には保育の必要性が認定されないお子さんもいらっしゃるという風に聞いておりますので、その方々については無償化の対象にならないというような見解となっております。人数につきましては今申請を出していただいているところでありますので、しっかりした人数は掴めておりません。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 今回の制度改正で実質的に市の負担が増えるということが前から説明が有りますが、この半年間で如何程の負担増になるんですか。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。
- ~~○保育課長 単純に今回の無償化に伴う臨時交付金はその額とするのであれば、6,903万1千円がその額ということと言えます。~~
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。
- 保育課長 只今の発言取り消します。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。子育て支援監。
- 子育て支援監 議会等々でお話させていただいているところではありますが、役半年で3,500万円程度と言う、すいません。はっきりした金額まで言えませんけれど、その程度の金額と言う風にこちらは想定しております。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 次年度については年間を通すとこの倍の7,000万円ほどの額ということでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援監。
- 子育て支援監 どのくらいの認定が来るかというところにもよると思いますが、基本は1年間を通して今年のようなのであればお見込みのとおり金額になるとおもわれます。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 公立の幼保があることによって、すべて市側がその分は負担だということで、前々から民間への移行というか民営化をする考え方が

ある中で、これを進めると市の負担が数字的には低くなっていくんですけど、次年度の考え方と言うのは民間へ移すだとか、移す準備をするだとかという、御宿台のような考え方というのは具体的なものはないのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援監。

○子育て支援監 当然そういったところは検討していかなければこれからの保育の需要もあるかと思えますけれど、検討していかなければならないところはありますがまだここで民営化であるとかという動きは今はありません。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） 給食費が要するに外だしのような形で負担と言うことなんですけれど、他の公共団体では給食費の全額だとか或いは何分のいくつだとか行政側が費用を負担するという、助成、補助のようなことをしているんですけど、今回の裾野市は具体的にはそういうものは無くてズバリの数字ですけど、何か助成をしなかった考え方はあるのでしょうか。或いは財源的な問題なんのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 今回4,500円と申しあげましたのは、ああ、5,300円です。月金が4,500円というかたちでご説明させていただいたかと思えますけど、そちらにつきましては国の費用の負担額が4,500円ということでそのようにさせていただきました。これを減額するということになりますと公費の投入ということになります。税金の投入ということになります。公立分についてそれを行いますと私立の方にも行わなければならないということになります。本来、昼食代、副食代、給食の副食です。につきましては幼稚園では従来から保護者負担で行っていたことになっております。で、保育園のみで公費の負担をすることとなりますと幼稚園と保育園間の不均衡も生じることになりますので今回につきましては公費投入が馴染まない内容であるというふうな判断のもと行わないかたちでの料金設定とさせていただきます。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） 財源が無いからそこまで行かないんだよじゃなくて、先ほどそういう考え方としてそこはしないんです。そういうことなんのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援監。

○子育て支援監 考え方としては国の標準に合わせるということで考えています。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） ~~先ほど浅田委員が質疑した人数を、園児数か、ちよつと書き損じたんですけど、本日別けてくれているペーパーに公立幼保だとか、新制度に未移行だとかというブロック別になっているんですけど、これごとの人数というのは今判るのでしょうか。園児数というのは。~~

- 委員長（杉山茂規） 子育て支援監。
- ~~子育て支援監~~ ~~しばらく時間を戴ければ4月当初の数は判りますけれど今現在のところはわかりません。~~
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 先ほどの質疑は取り消します。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） A3の方の書類ですけれども、多子軽減東部方式終了による増ということで、当初予算に反映済みということなんですが、この注意書きについて今判りますか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。
- 保育課長 数字を手元に持っていませんのであとでご報告させていただきます。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。他に質疑はございますでしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 暫時休憩して下さい。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 5歳から0歳の中に3人いる場合の二人目、三人目が今回無償化にならない2歳、0歳の場合には、二人目半額、三人目無償というのはそのまま続くということで良いんですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 今のご質問は保育料の件と解釈で言うのであれば、5歳までの間に第一子、第二子、第三子が居ることであれば第二子は半額、第三子は無料。第二子、第三子が0歳から2歳に入っていればその適用が受けられるかたちになります。
- 委員長（杉山茂規） 他は。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 補正予算の第3回の概要、先ほどもありましたように交付金が6,903万1千円の交付という金額の中で、授業費ありますよね。無償化前と無償化後とあって。これを差し引いていくと6億9千万にならなくて、この授業費のところの、何ていうの。無償化前、無償化後っていうところがどういう金額なのかということをお判りになれば教えて下さい。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 こちらの方の額につきましては、議案書の中で増分になった分、従前の額と比べて像となった部分、減となった部分を足しこんで行って、それで算出したという数字となっておりますので、実際私どもが作成したこちらの6億9千にながしらの額とちょっと違う金額になるということであり

ます。で、あと子育て支援課分なんかもちちらには入っているということになります。

- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） その話で行きますと、子育てとかも全部累計されて、その差分ということですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 そのようなことであります。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 多子軽減のところで伺います。新聞報道によりますと多子軽減を行ってきた自治体では今回の無償化になって副食費を徴収することになるとかえって今までよりも支払わなければいけないお金が増えてしまうんじゃないかという世帯がかなり出てきているお話があるんですが、福祉の中ではそのようなことはあるんですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 可能性としてはあります。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 数字としては把握してないということですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 保育料の後期分の算出しているところでありますので、今どれくらいかということについては未確定でございます。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 東部方式ということで、近隣市町が一斉に始めた多子軽減だと思うんですけど、その市町によってこれからどうするか違うということでしたが、近隣市町の動向についてちょっと聞かせて下さい。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。
- 保育課長 動向なんですけれど、拡大を基に戻すところもございまして、元のまま行っていくところも聞いております。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） そこまでのお答えはこの間、戴いているんですが。具体的にということでは名前は出せないですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 公式に聞いておらないので、今具体的にどこの自治体がというようなところはちょっと控えさせていただきます。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。委員長交代願います。
- 副委員長（岩井良枝） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 給食費の徴収ということで、今度、園と保護者、利用者は直接やるかと思いますが、今までですと国の方から来ていたんですけど

今後園と直接やるということになった場合、そのこのところの手間であったり、不足、取れないということが発生することが見込まれること。その辺に対する対策とかどういう風にしていこうという考えはおありでしょうか。

- 副委員長（岩井良枝） 子育て支援監。
- 子育て支援監 対策としては前もちょっとお話をさせていただきましたが、人的な補助であったりということも考えながらいるんですが、ちょっと難しい部分もあるもので、保育課の中で対応していくことと。もう一つやり方をちょっと変えて行こうというのは現金で貰うということですので、やり方を変えて行くことを考えております。
- 副委員長（岩井良枝） 委員長を交代します。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 保育料の副食費を今後集金するかたちなんですけれど、今までは保育料というのは現金、今回から一緒になるんですけど、今までは有償だったんですね。それは現金で交換していたんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 口座振替を基本として、保育料として口座振替を基本として徴収をさせていただいております。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） それが給食費だと口座振替が出来ない理由はあるんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 お金の性質がまったく異なりまして今までの保育料については公債権で、給食の副食費については園と利用者との間に発生する私債権という扱いになりますので、公費としての口座振替は出来ないというようなところの整理になっています。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援監。
- 子育て支援監 今、そういう話をさせていただきましたけれど、若干国の方針が変わりつつあります。実はQ&Aが国の方から来るんですけど、その中に講座振替が可能だというような表記が実はありまして、ここで既にこちらは着手をしているものですから中々難しいところでもありますけれど、そういったところがあるから先ほど話をしたとおりに違うやり方で今度行こうと。口座振替を含めて考えていこうというのが今の現状でございます。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 今お話があったQ&Aのところでもお話があったと思うんですけど、児童手当から事前にこちらから引いても良いですよという親から了承を得た方については児童手当から差し引くことも可能だというような国からののがあったと思うんですが、ほとんどの市町はそれをやらないということなんです、当市ではその辺と言うのはどういうお考えか伺います。

- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 そちらにつきましては事前に受給者の承諾を得るということが前提となっております。戴いている方、頂いていない方というのも居ると思いますので、その辺で全員についてそれを実施するという事はちょっと考えられにくいところがあります。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 予算書の9ページの児童福祉費補助金の費目替えということで、費目替えで出ているところが17ページの子ども保育総務費だというふうに理解しているんですけど、この金額とその上のファミリーサポートの扶助費の金額を合算した金額がこちらに、対象になっている考え方で良いですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。
- 保育課長 差としまして事務費が加わって提示してある1,470万6千円のものとなります。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 11ページ。雑入。給食費の個人負担の513万円は190名分と言ったんでしょうか。確認です。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 190名分ということの計算です。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） そうすると一人あたりが2万7千円になるんですね。この算出と利用目的というか利用内容は。
（「一問一答で。」と言う声あり。）
- 委員（浅田基行） 算出の根拠からお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 190名×4,500円×6月でこの額となると思います。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。保育課長。
- 保育課長 先ほど質疑の中で多子軽減東部方式終了による増ということで、当初予算に反映済みということでありましたという金額の質疑を戴きました。こちら公立保育園につきましては2,095万5千円。私立保育園に関しては1,795万1千円の額になります。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） それでは以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第72号議案

のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第72号議案のうちの関係部分に関する部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。岩井委員。

○委員(岩井良枝) 意見あります。

○委員長(杉山茂規) 分科会外委員の意見はありますか。
(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 以上で第72号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

保育課の審査（第 63 号）

- 委員長（杉山茂規） 次に第 63 号議案の審査になります。保育課長の説明を求めます。保育課長。
（保育課長の説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 改正ポイントの（3）のところで、保育料の多子軽減の取扱の変更をするということですが、先日、新聞報道とかであった中で、私の認識は市単独基準、多子軽減、昨年 12 月の行政構造改革のところであったんですけども、無くすという方向で 3 月までの実施というところで、逆に 9 月末までの実施。10 月から無償化になるということで無償化の導入を延長してきたという認識でいるんですが、新聞報道とかで、まあそうじゃなくて国の無償化による整理という、国のかたちが変わるような認識を受けたんですけども、認識としては延長したという私の認識はよろしいんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援監。
- 子育て支援監 おっしゃるとおりでございます。行財政構造改革で 3 年間実施してまいりましたが、無償化が始まるということで延長をそこまでしているということでございます。新聞社の取材は私受けましたけれど、子ども子育て会議の中の話でその部分が触れられていますけれど、誤解を招きかねない報道だということで新聞社の方には申し入れをしております。
- 委員長（杉山茂規） 他は。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 実際と言いますか、10 月から変わったことによって何か保護者と言いますか家族に影響と言う風なことは出るんですか。あまり影響はないんですか。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援監。
- 子育て支援監 3 月から当然 10 月になるということは 6 か月間は先ほどちょっと話に出ましたけれど、急激に金額が変わる方もいらっしゃるのを想定してますんで、そこが薄まっているということで、3 歳から 5 歳までが無償化になりますので、それも含めてかなり緩和はされています。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 裾野市の保育条例、（1）で公立園における使用料の考え方、法定代理受領分+保護者の実負担額から保護者の実負担額に変更するという形で説明ありましたが、考え方としては法定代理受領分というのは全体の内の公費、国、県、市からの財源ということで園に支払われているわけだと思っているんですけど、それで良かったでしたっけ。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 そのようなところとなります。

- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 今回そうゆうことで、保護者の負担すべき金額という種類に変わるんですけど、何か不備とか問題はないという考えでよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 こちらは考え方のことでございまして、廃止された以前の国の資料によりますと、法定代理受領分の考え方はお見込みのとおりでございまして。制度との整合とか不備ではないかと言う話もありましたけど、過去の資料からですね。国からの通知等、過去の資料から所謂法定代理受領方式が制度と整合しているというようなところがあります。で、そういったところで、一方で同時に、実際の利用者負担額を使用料としても良いということを含めてですね、市町村の考え方によって定めても良いということを規定しているところがございまして、特にこちら、考え方の問題でありますので問題はないと認識しております。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 2条の保育所条例の(2)なんですけど、ここには公立園において延長保育料を支払った者は、現行制度下ではない。と言うことなんですけど、保育園で預けて仕事が遅くなって延長される方がいらっしゃるということなんですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 公立保育園のなかでの話でありますので、公立保育園は基本18時15分までというところでやっております、そこから後延長というのは今実施していないというのが実情でございまして。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 私立保育園では行っているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 私立保育園では延長は行ってございます。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 今後ですけれども、料金はかかるんでしょうけれども、公立保育園でもその延長ということは可能なのでしょうか。それとも今までどおり18時15分までしか預けられないのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 色々考え方はあると思いますが、現在そのような話を進めているというところではございません。
- 委員長（杉山茂規） 他はよろしいでしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けします。

(「なし」の声あり。)

○委員長（杉山茂規） 以上で第 63 号議案に関する質疑を終わります。

保育課の審査（第 67 号）

- 委員長（杉山茂規） 次に第 67 号議案の審査になります。保育課長の説明を求めます。保育課長。
（保育課長の説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 今までの基準より緩くなったという感覚があるんですけど、5 年を 10 年にしたりとか、そういう、ということは、10 年もあるとほとんど無いも等しいような、これから自園式でいこうという気にならないですよ。5 年であれば 5 年を目標にやっけて行こうという事業者は考えると思うんですけど、その辺、この 10 年は長すぎるんじゃないかと思えますけどどうでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 裾野市内の小規模保育事業所、家庭的保育事業者等に入る事業所につきましては全てクリア出来ている内容でありますので、今後出てくる事業者についても「本来はこうである。」ということを知りながら、経過措置の中に入らないようなところでの運営に向けて指導していきたいと考えております。本件につきましては国の基準の変更ということでございますのでこのように表記したというようなところでございます。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 国からの指導ということなんでしょうけれど、市独自としてももう少し厳しいものに、で、今まででも良いんじゃないかという考えは無かったんですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。
- 保育課長 設立に当たって相談なりされた段階で本来あるべき姿を伝えてそのように指導していく方向であります。で、よりきつくというようなところではございません。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 今後の中でそういう施設が現れて満たせてなかったという、ここから 10 年なんですか。それともここから 10 年間の中でやる。措置期間というのは出来たところから 10 年間なのか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 10 年間の経過措置につきましては法施行日からということになっておりますので、27 年の 4 月 1 日から以降 10 年というようなところになります。設置してから 10 年ではなく。

- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けします。井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 先ほど委員の中から10年、経過措置期間中にある施設の、例えば、裾野市から補助というかそういうものって、現行にあるにここ園さんとかかがやき園だとかそういうとことの差は出るんですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。
- 保育課長 今のご質疑の内容にお答えしますと、給付の水準というかですね、減額の部分とか加算項目とかありますので、その辺での調整の内容となってきます。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で第67号議案に関する質疑を終わります。休憩します。

14時51分 休憩

保育課の審査（第68号）

○委員長（杉山茂規） 次に第68号議案の審査になります。保育課長の説明を求めます。保育課長。

（保育課長の説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 改正条例の改正ポイントの所で伺います。家庭的保育での67号のところでは提携施設について5年を10年に延ばしますよと言う部分があったんです。今回、特定地域型保育事業者の部分では連携施設の確保を不用とするという部分があるんですけど、その違いというのはどういう風に考えれば良いですか。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。

○保育課長 67号議案の資料による（2）と（3）とご質疑戴いた内容は同内容でございますので双方に整合こちらにつきましてはははされているというふうなことでございます。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。

○保育課長 こちらにつきましては確保することが困難というような前提がありますので、例外の規定であるということでもあります。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。

○保育課長 裾野市では想定するような事例はないと思っております。こちらにつきましては事態があったときには市長が認めるという例外規定であります。

（岩井議員の質疑取り消しあり。勝又委員休憩中の質疑あり。）

（岩井議員の確認あり。）

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けします。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第68号議案に関する質疑を終わります。以上で保育課の質疑を終わります。以上で健康福祉部の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

15時15分 休憩

15時16分 再開

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。以上で予算決算委員会厚生文教分科会に割り振られました議案及び厚生文教委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

15時16分 休憩

15時17分 再開

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。休憩いたします。

15時17分 休憩

討論・採決

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。ただいまから本委員会に付託されました第 63 号議案幼児教育・保育の無償化等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについての討論を行います。討論は在りませんか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 今回の国の無償化についてこの関係条例が 3 本出てるんですけど、この 3 本について中身の方が、これまで各自治体で特に裾野市でもそうなんですけれども、子育てのところで、

（「マイクを入れて」の声あり。）

○委員（岩井良枝） すいません。今回の無償化の所では各自治体が保育の質を上げるなど子供たちの保育に関する教育や保育に関する事を、向上を図ってきたものを、ちょっと私が考えるなかでは無償化と言う部分は出てきているんですが、後退をさせるような中身ではないか。で、特に多子軽減などもしてきたことが無くなることによって無償化になるのになおかつ先ほどの答弁の中にはありましたが、保育料がかかってしまうような家庭も出てくるという意味ではこの 63 号についても反対をさせていただきます。

○委員長（杉山茂規） 他に討論はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会に付託されました第 63 号議案幼児教育・保育の無償化等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（杉山茂規） 起立多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第 66 号議案裾野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 66 号議案裾野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に本委員会に付託されました第 67 号議

案裾野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 反対の立場で討論します。先ほども申し上げましたが、国が行おうとしている無償化については、やはり大きな問題が様々出てきています。この 67 号につきましても家庭的保育事業とかそこのところの基準を緩和をしていく、これはやはり中身の問題よりも待機児童をなくすという部分でしかないのであって、私はこれはやはり条例としての改正は反対の立場です。

○委員長（杉山茂規） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会に付託されました第 67 号議案裾野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（杉山茂規） 起立多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第 68 号議案裾野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 68 号議案に反対の立場です。今回の国の方の無償化についてですけど、今まで保育料に含まれていた副食費を外だしにする、また、今まで公立保育園などを運営してきたことを危険にさらしてくるという部分では逆に認可外保育園などにもお金を出すというところでは質の低下に繋がるもの、そのものだと思いますので今回のこれについては反対いたします。

○委員長（杉山茂規） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会に付託されました第 68 号議案裾野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（杉山茂規） 起立多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第70号議案裾野市キャンプ場条例を廃止することについての討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 委員長(杉山茂規) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第70号議案裾野市キャンプ場条例を廃止することについてを原案のとおりけつてすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 委員長(杉山茂規) ご異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました本日の議案の審議は全て終了いたしました。予算関係の議案にうきましては、来る9月13日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る9月18日の本会議で委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げまして、予算決算委員会厚生文教分科会及び厚生文教委員会を閉会いたします。

15時26分 閉会

裾野市議会 予算決算委員会産業建設分科会

令和元年9月6日(金)

9時00分 開会

○委員長(井出悟) ただいまから、予算決算委員会 産業建設分科会及び産業建設委員会を併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第72号議案 令和元年度裾野市一般会計補正予算(第3回)の内の関係部分、第75号議案 令和元年度裾野市水道事業会計補正予算(第1回)、第76号議案 令和元年度裾野市下水道事業会計補正予算(第1回)及び本委員会に付託されました第65号議案 裾野市手数料条例の一部を改正することについて、第69号議案 裾野市水道使用条例の一部を改正することについて の審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井出悟) ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員 及び 委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。質疑・意見について、分科会外委員 及び 委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員 及び 委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

環境市民部

○委員長（井出悟） ただいまから、環境市民部関係の審査に入ります。

環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。

（環境市民部長、説明）

○委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

上下水道経営課の審査（第75号）

○委員長（井出悟） はじめに、上下水道経営課の審査を行います。第69号議案、第72号議案の内の関係部分、第75号議案、第76号議案の審査になります。はじめに第75号議案の審査になります。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。

（水道事業管理監、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 有価証券購入の件なんですけれども、金利0.2%ということで20年の契約で大体の運用収益はどれくらいを見込んでいらっしゃるんですか。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 現在の大口定期の金利が約0.076から0.05%とかなり低いですから、運用益としまして0.2%程度で3億円で年間600万円程度を予定しております。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 今回は県債ということなんですけれども、有価証券は色々あったと思うんですが、これを選んだまでの過程を教えてくださいませんか。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 ここには県債と記載させていただいているんですが、証券会社の方で売り出す債権というのが色々ありまして、その時にある債権の中から一番有利なものを選ぶような格好に考えています。今金利が低下傾向にあるんですが予算が通った段階でその時一番良い、県債と言っているんですけど政令市の債権とかもありますのでその中から良いものを選んで購入する予定でいます。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 購入の時期というのは補正が通った後すぐに購入される予定なんですか。それともある程度状況を見てから買われますか。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 予算が通った段階ですぐに予約を入れまして、正直言いまして金利がどんどん下がってしまっていて年度当初国債なんかも0.2ぐらいだっ

たのが現在 0.1 ぐらいまで落ちていますので、この先金利の低下が見込めま
すのでなるべく早いうちに考えております。

- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 給与の組み替えと言うことですが、人件費。職員数と
言うのは変化はないですよ。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 予算自体は去年の人員で組んでますんで、暫時休憩願いま
す。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。水道事業管理監。
- 水道事業管理監 水道事業関係で 1 名減になっています。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 減の職員は技術屋さんですか一般職ですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 技師です。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 前々から技術者の問題が、技術の継承と言うかですね、
そういうことが問題になっているんですけども、その辺は大丈夫なんです
か。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 正直言いまして採用も少なくなっていますんで、今現有勢
力の底上げによりまして対応している状況です。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 3 億円の債券購入は 0.2% というのは、これは複利ですか。
- 水道事業管理監 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。水道事業管理監。
- 水道事業管理監 複利ではなく 1 年毎に金利分が振り込まれるようになります。
す。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 資本的支出の方の人件費というのは、どういうことになる
んですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 資本的支出は建設改良に伴う支出になりますので、施設の
建設に関わる職員に対する給料になります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） ちなみに現有で収益的支出の方と資本的支出の方で何人、
何人ぐらいで割り振っているんですか。

- 水道事業管理監 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。水道事業管理監。
- 水道事業管理監 資本的支出における職員配置は正規職員 5 名、臨時職員が 2 名。失礼しました訂正します。収益的支出が正規職員が 5 名、臨時職員が 2 名、資本的支出が正規職員 2 名となっております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 実際は職員の仕事としては両方をやるけれども経理上は分けていると、そういう解釈で良いんですね。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 その通りです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 債権なんですけど、0.2%ですけどこの程度ですか。所謂安心、元本保証の債権と言うと。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 証券会社で債権の売り出し中のやつが情報として回って来るんですが、公共債と言うと 20 年もの、長期になれば金利は高いんですが 20 年物だと大体 0.2%程度で、今でも下がり傾向にあります。
- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。小田委員。
- 委員（小田圭介） 有価証券購入額 3 億円に定めた理由は。
- 水道事業管理監 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。水道事業管理監。
- 水道事業管理監 満期になる定期預金が 2 億円、最初の購入で様子を見る感じで 3 億円はまずは買ってみようということで 3 億円の予算にしました。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 途中解約したらその時点までの単利のものは全部返ってくることで、途中解約したら利息はないよ。というのもあるんだけど、そういうことはないんですね。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 利子は各年ではいってきますので、解約した時には元本が返却されます。
質疑の訂正をお願いします。賀茂議員の質疑の中で運用益はいくらぐらいかということをやったんですけど、3 億円の 0.2%ですので大体 60 万円になります。600 万円と言いましたが 60 万円の運用益収入になります。
- 委員長（井出悟） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。土屋委員。

○分科会外委員(土屋秀明) 今の有価証券のところですけど、一般会計等の中でも今までこういう購入をしたというのは自分には記憶はないんですけど、今回こういうやり方をするのは水道だけの判断なのか市全体の中でこれを会議の中で挙げてこういう方法を採用ことにしたのか、ということです。

○委員長(井出悟) 水道事業管理監。

○水道事業管理監 預金金利の低下はここ数年起こっていますので、昨年度からこういうものがあるということで出納課と共同でセミナー等に参加して、どのようなものが良いかを検討してまいりました。ただ今年水道の方で先行して有価証券を買っていますが、ちょっと出納課の方の調整については話を聞いてないもので判りませんが、水道の方が先行してやらしていただきました。

○委員長(井出悟) 土屋委員。

○分科会外委員(土屋秀明) 水道の先行は判るんですけど、市全体の中で他会計を含めた中でこういうようなことを検討したのか、そういうことです。

○委員長(井出悟) 暫時休憩します。

○委員長(井出悟) 再開いたします。主任。

○上下水道経営課主任 一般会計の出納課の方から声を掛けられて一緒に話し合い等を進めてまいりました。で、今回はちょっと出納課の方は購入は見送るということで水道の方が購入を先に行うということでやりました。

○委員長(井出悟) その他質疑はありますか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第75議案に関する質疑を終わります。これより第75号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 分科会外委員の賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 以上で第75号議案に関する意見を終わります。

上下水道経営課の審査（第 72 号、第 76 号）

- 委員長（井出悟） 次に第 72 号議案の内の関係部分及び第 76 号議案は関連していますので一括して審議いたします。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。
- （水道事業管理監、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。小林委員。
- 委員（小林俊） 水道の方でも聞いたもので、下水道の方の収益的収支に絡むもの、資本的収支に絡むものの人件費は何人ですかね。
- 水道事業管理監 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。水道事業管理監。
- 水道事業管理監 補正予算書の 61 ページをご覧ください。総括の欄の区分の上段に職員数が記載してありますが、収益的支出による職員数、正規職員数 4 名の臨時職員 2 名、資本的支出による職員が一般職員 2 名となっております。
- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。その他質疑はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 72 号議案の内の関係部分及び第 76 号議案に関する質疑を終わります。これより第 72 号議案の内の関係部分及び第 76 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で第 72 号議案の内の関係部分及び第 76 号議案に関する意見を終わります。

上下水道工務課の審査（第 69 号）

- 委員長（井出悟） 次に上下水道工務課の審査を行います。第 69 号議案の審議になります。上下水道工務課長の説明を求めます。上下水道工務課長。
（上下水道工務課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 5年間の指定の更新制が導入されたということ、今までの制度では何年だったのでしょうか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 今までは永久でした。無期限でありました。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） そうすると指定が失効するときというのは、もう廃業するときということだったですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 廃業の届け出が出たときになります。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 60ページの1万5千円、千円が、1万、1万、千円に変わったところをお聞きしたいんですが、指定給水装置工事事業者証、事業者証の交付手数料が一件につき1万円。そしてその下の更新手数料が1万円で、その下が再交付手数料が千円で、この、私の中では2番目の更新をしたときにその更新手数料が掛って交付をしていただいて、またそれが掛るということなんですけれども、私の認識の中では、この一件につきということは何件もあることなんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 基本的には一業者に対して一件ですので、一件あたりという話なんですけれども、暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 再交付というのは。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 再交付というのは業者さんが交付証を無くした場合の話です。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 先ほどこの金額が国のガイドラインに基づいてということで、そういうお話がありました。これは自治体で決められる金額ですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 基本的には自治体で決めることができます。
- 委員長（井出悟） 小林委員。

- 委員（小林俊） 5年で更新ということですけど、その時には当然チェックが入るわけですよ。それはどんな項目なんですか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 給水工事事業者の講習会への受講実績とか指定給水装置工事事業者の業務内容、これはどれくらい契約しているかとかという内容ですね。それと給水装置工事主任技術者の講習会、これはイーラーニングとかでもよろしいんですけども、そういうものを。で、あと適切に作業を行うことが出来る技能を要する者の従事状況というようなものを確認して下さいということはおっしゃってあります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） どうやって確認しますか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 このようなものを、提出できる資料は見せて頂くようになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 立入検査なんかはしなくても良いんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 それはありません。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） これは政令ですよ、ということは政令が変わったからですよ。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 法令です。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 施行令とおっしゃっているのは条ずれの関係になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂委員） 今回の指定給水工事事業者というのは今現在市内で水道業を営んでいる方がほぼ対象になりますか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 登録している方々になります。市内でなくても市外でもこれは可能ですので、現在登録されている人数は聞かれていませんけれど234件となっております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。

- 委員（賀茂委員） 条例の施行が10月1日からということになっていて、先ほど今までの許可制というのは永久的なものだったということで、今回の5年の更新というのがかかるわけですけれども、10月1日以降すぐに申請をして許可を得なければ業として営むことはちょっと難しいとか、猶予期間的なものとかってあるんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 暫時休憩でお願いします。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 猶予は設けられています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂委員） 対象となる業者の皆さんに法の改正、条例の改正についてはご理解されたうえで更新手続きを期間のうちにされるようにということでご承知されていることでよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 今後そのような話を広報するものと同時に9月30日を目途にこちらの方でも通知文を出しながら紹介しようかなと思っています。最初の指定業者さんに通知を出して対処していく予定でいます。
- 委員長（井出悟） その他質疑はございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 交付手数料のほうですけれども、1万5千円から1万円に減額した根拠は何でしょうか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 国のガイドラインの中でも新規と更新の人件費、印刷製本費、手数料等を勘案した中で計算していった中では新規も更新も同じくらいで行っていけるということで決めています。
- 委員長（井出悟） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 1万円とした根拠はなんでしょうか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 国のガイドラインで算出例というかたちで計算例がでていまして、その中で1万円が提示されていたというところが一つ。あと、4市2町で、近隣で同じ金額でやっていきましょと、水道事業者さんが各市に跨っていますので、迷わないようにというかたちで話し合いをしながらの中で決めているところも一つあります。
- 委員長（井出悟） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 話し合った結果4市2町は同額だということで良

いんですか。

- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） 更新手数料の制度を導入されるまで20年間やってらっしゃった、というか10年から始まったものですが、この間にこの更新の手数料を導入しなければならないような何か問題みたいなものっていうのは、その必要性、問題みたいなものっていうのは実際にありましたか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 課題の中としまして、事業の廃止や休止など、その辺をしっかりとってない業者もありまして、実際には幽霊になっちゃってということもありますので、その辺を見極めることが出来るということのも一つのものになっております。
- 委員長（井出悟） その他はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員外議員の質疑を終了します。以上で第69号議案に関する質疑を終わります。以上で上下水道工務課の質疑を終わります。以上で環境市民部の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時45分 休憩

建設部

- 委員長（井出悟） 再開します。ただいまから、建設部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクを使用願います。
建設部長の総括説明を求めます。建設部長。
（建設部長、説明）
- 委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

建設課の審査（第72号）

- 委員長（井出悟） はじめに、建設課の審査を行います。第72号議案の内の関係部分の審査になります。建設課長の説明を求めます。建設課長。
（建設課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 工事の方は市道2-41号線、そちらの工事延長が伸びることなんですけれど、いままでの計画とこの補正で延長がどれだけ変わったか教えてもらえますか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 当初は2-41号線の補修、舗装については見込んでおりませんでした。今予定しておりますは、
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。建設課長。
- 建設課長 延長につきましては172mの工事を予定しております。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 0から172ということですね。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 はい、そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 172mの延長だと繰越は無いですよ。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 年度内完了を見込んでおります。
- 委員長（井出悟） その他質疑はありますか。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 委託料の方なんですけれども。今回調整がつかなくて地形測量等のみということなんですけど、来年度一応やりたいと課長から報告がありますけれども、来年度には調整がつくということで良いですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 先ほど申し上げたとおり、協議の相手が静岡県であり、また地権

者であり公安委員会というかたちになりますので、その調整がつくかつかないかと協議の進め方にもよってくるので。絶対ということはちょっと申し上げられません。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） すいません。具体的な道路の番号はおいくつになりますか。

○委員長（井出悟） 建設課長。

○建設課長 新設道路につきましてはまだ認定行為が行われていませんので道路番号はありません。

○委員長（井出悟） その他質疑はございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第72号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第72号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見を伺います。意見ありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 以上で第72号議案の関係部分に関する意見をお終わります。以上で建設課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時14分 休憩

建設管理課、まちづくり課の審査（第72号）

○委員長（井出悟） 再開します。次に建設管理課及びまちづくり課の審査を行います。第72号議案の内の関係部分の審査になります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。はじめに建設管理課長の説明を求めます。建設管理課長。

（建設課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。次にまちづくり課長の説明を求めます。

（まちづくり課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 土地等購入費の件なんですけれども、これは一か所、地権者は1名ということですか。

○委員長（井出悟） 建設管理課長。

○建設管理課長 こちらの方は複数名になっています。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 複数名全部今年度調整がつかないという感じでよろしいですか。

○委員長（井出悟） 建設管理課長。

○建設管理課長 こちらの方は滝頭工区になりますが、こちらは用地の取得率が既に86%になっております。この関係上、今残っている方の交渉を今進めているところでございます。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 工事の方なんですけれども、先ほど水路の工事と歩道の設置ということでした。歩道というのは車道と歩道がちゃんと分離したかたちの歩道になりますか。

○委員長（井出悟） まちづくり課長。

○まちづくり課長 そういうかたちになります。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 今の歩道ですけど、車道がまだ工事できないけど歩道だけに工事をするという、そういう意味ですか。

○委員長（井出悟） まちづくり課長。

○まちづくり課長 最終的な完成型は次年度になるかとは思いますが、児童の安全確保が優先されますので歩道部分はなるべく完成型に近いかたちでの整備を行うとお考えいただきたいと思います。

○委員長（井出悟） 小林委員。

- 委員(小林俊) 水路と歩道は隣接しているような状況なんですか。
- 委員長(井出悟) まちづくり課長。
- まちづくり課長 水路は東側になりまして、歩道は西側になります。
- 委員長(井出悟) 小林委員。
- 委員(小林俊) なかなか同意してくれない地権者がいたのはこの該当部分になっているんですか。買えなかった分。暫時休憩願います。
- 委員長(井出悟) 暫時休憩します。
- 委員長(井出悟) 再開いたします。小林委員。
- 委員(小林俊) そうすると、佐野茶畑線より北側が一応その完成とは言わないけど完成型になるのはいつごろだという話ですか。
- 建設管理課長 暫時休憩願います。
- 委員長(井出悟) 暫時休憩します。
- 委員長(井出悟) 再開いたします。建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらの方につきましては、まだ稲荷工区等がございますので全線開通まではしばらくかかると考えております。
- 委員長(井出悟) その他質疑はございますか。
(「なし」の声あり。)
- 委員長(井出悟) 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質をお受けいたします。質疑はございませんか。内藤委員。
- 分科会外委員(内藤法子) 体育館前の水路改修と歩道、水路はどんな形で改修されるんですか。
- 委員長(井出悟) まちづくり課長。
- まちづくり課長 水路を使ってまだ田んぼとか畑を周辺でやられている方がおりますので、水引とか、完全に舗装をかけてしまいますと水の関係が確認とれないものですから、今年はその辺をしっかりとやって行きたいと考えております。
- 委員長(井出悟) 内藤委員。
- 分科会外委員(内藤法子) それをやりながら、あそこは水路がフラットになって結構幅が広いから落下防止があったほうが良いかなと、蓋とか、そういったかたちにはならないんですね。例えば流れが変わっていると、それはないんですか。
- 委員長(井出悟) まちづくり課長。
- まちづくり課長 蓋はつくようなかたちになります。
- 委員長(井出悟) 中村委員。
- 分科会外委員(中村純也) 土地購入の方です。今回見送った、見送らざるを得なかった土地部分というのは、何%分に相当するんですか。
- 委員長(井出悟) 建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらの方は残りが14%あります。その中に該当してきます。

- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） それは判っていて、何%分に相当する分だったのか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらの方は複数名交渉してありまして、一人当たりいくつ、何%でなくて、その方全部合わせて複数名で今交渉しているところになりますので一件あたり何%というところではないと。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらの方は今年予定している面積的にはなるんですが、面積の割合で行くと4%程度というふうなかたちになります。
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） ここの通りの100%の取得を考えてスケジュール感というのはどんなくらいに考えていますか。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらの方は既に交渉はすべてのところに入っております。来年度で取得をしたいという風なかたちで交渉を進めています。
- 委員長（井出悟） 勝又豊委員。
- 分科会外委員（勝又豊） 先ほど稲荷工区がまだってというようなお話があったんですけど、その辺の予定はどうなっているのでしょうか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらの稲荷工区に関しましてはまだ認可が取れておりません。基本的には公文名工区、滝頭工区の完了を目指したのちと考えていますので滝頭工区がここで延伸しまして34年の3月まで、それ以降に着手出来ればというふうに考えています。
- 委員長（井出悟） 勝又豊委員。
- 分科会外委員（勝又豊） ~~児童の通学を優先して歩道の方を先にやるということ、お話を戴いたんですけど、地区要望でも出てるかと思うんですけど、すでに出来た市長までの深良の道路、そちらの方も横断歩道の要望とか児童の通学に支障のないようにということ、要望が出ているかと思うんですけど、その辺は今聞いてもよろしいでしょうか。~~
- （「休憩中で良ければ、休憩中に聞いて下さい」という声あり。）
- 分科会外委員（勝又豊） では、取り消します。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 すみません。先ほどのところで滝頭工区と言ってしまいましたけれど、延伸したのは公文名工区になりますので訂正願います。
- 委員長（井出悟） 予算の審査ですのでその辺を踏まえて質疑いただければありがたいです。その他ありますか。

「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第72号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第72号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありますか。

「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 以上で第72号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で建設管理課並びにまちづくり課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時33分 休憩

まちづくり課の審査（第65号）

- 委員長（井出悟） 再開いたします。次に第65号議案の審査になります。まちづくり課長の説明を求めます。まちづくり課長。
- （まちづくり課長 説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。小林委員。
- 委員（小林俊） 今耐火基準等のことの説明があったんですけど、耐震基準に関してはやはり同じようなことになるんですか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 冒頭、私、耐火の方で説明入りしましたが議員のおっしゃられるように耐震に関しても同じで、そのとおりであります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 昭和56年以前の建物が店舗に改造するようなことはあまりないかと思いますが、それでも改修したあとの耐震性能が悪くて何かあった時に近隣に迷惑を掛けちゃうような心配というようなことがありますか。
- まちづくり課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。まちづくり課長。
- まちづくり課長 全体計画を認定する制度となりますので、計画のなかでの審査について行政が責任を問われるものと考えております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 許認可を行うにあたっての用途の一部変更で他の部分も変更していかなくちゃ、5年間をかけて動くことなんですけれども、許認可をするときの基準というのは市の方である程度整理していくものですか。それともある程度国や県の方で定められている基準に則って市が許可を出すというかたちになりますか。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。まちづくり課長。
- まちづくり課長 私の説明の方が抜けておりましたが、実は市で扱える対象基準がございまして、建築基準法の一部改正の方ですけれども、木造ですと2階建てで500㎡以下、鉄骨造や鉄筋コンクリート造は平屋建ての200㎡以下、その他特殊建築物はその用途に供する部分が200㎡以下の建築物と、これが市で認定をする基準となります。これ以外は県の方の対象ということになります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。

- 委員（賀茂博美） 市内で対象となる建物又は過去に対象となっていた建物とこれから先もありますでしょうか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 課内で少し過去の案件を拾ってみたんですが、こう考えて頂ければよろしいかと思えます。出て年間1件出るか、出ないか、これぐらいのペースでございます。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 市内で例は少ないだろうと思ひこんでいらっしゃるようですが、今5年間での全体計画の中で猶予が持たされているということでしたが、経過観察というか許可を出したあとの確認と言うのはどのようにされるんですか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 これが正に先ほど申しあげました行政の責務になっているところだと思いますけれども、出された計画書についてしっかりと履行されているのか否かと言うことはその都度確認をその案件ごとにしてかなければならないと考えております。
- 委員長（井出悟） その他質疑はございますか。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 認定の申請手数料1件2万7千円というところで、先ほどの説明だと県の方に合わせてということでした。これは全く同じ金額ですか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 そのとおりでございます。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） これについても自治体で金額を決めることが多分できるのかなと思うんですけれど、2万7千円が良いという根拠は何ですか。
- まちづくり課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。まちづくり課長。
- まちづくり課長 周辺市町等に確認をとっていますけど、その中で2万7千円というのが妥当な金額であると、逸脱した金額ではないという捉え方をしております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 省エネ建築物の方なんですけど、先ほどご説明いただいた供給連携された建物というのも市内にはあるんですか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 こちらも先ほど同様に今のところ年に1件出るかどうか、若しくは出ないかぐらいの感触で捉えております。今後もし飛躍的にこういったものに対しての補助とかが始まったりしますと増える可能性はあるか

と思います。こんな認識でおります。

- 委員（賀茂博美） ちょっと休憩してもらって良いですか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。他に質疑はございませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。中村議員。
- 委員外議員（中村純也） （50）の3の方、段階的にやるという方ですけども、先ほど事例としては経済的理由で一件出来なかった場合の困りごとで話されていましたが、今回の段階的なやつに経済的などところもチェックするようなこともあるんですか。誰でも出来る状態でしょうか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 チェック項目の中に経済的などところのチェックは基本的にはないものと認識しています。
- 委員長（井出悟） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 誰でも出来るということではあると思いますが、段階的にやることについての罰則的な規定というのはどこかに示されるんでしょうか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 建築基準法の中での対応になろうかと思います。
- 委員長（井出悟） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 法の中でそういったものは解釈されるということによろしいでしょうか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 条例案のところにも書いてありますとおり、基になる根拠法令が建築基準法 87 条の 2 第 1 項の規定に基づくこととなりますので、所謂、これに反したものを造ると建築基準法違反ということになりますので、そちらの方での罰則規定になろうかと考えております。
- 委員長（井出悟） その他はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員外議員の質疑を終わります。以上で第 65 号議案に関する質疑を終わります。以上でまちづくり課の質疑を終わります。以上で建設部の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 56 分 休憩

産業部

○委員長（井出悟） 再開します。ただいまから、産業部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクを使用願います。

産業部長の総括説明を求めます。産業部長。

（産業部長、説明）

○委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

演習場対策室の審査（第72号）

○委員長（井出悟） はじめに、演習場対策室の審査を行います。第72号議案の内の関係部分の審査になります。演習場対策室長の説明を求めます。演習場対策室長。

（演習場対策室長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） 対策委員さんの人数は。

○委員長（井出悟） 演習場対策室長。

○演習場対策室長 委員は48名でございます。

○委員長（井出悟） 二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） 委員会に出席してくれた時の補助の増額ということですが、1回あたりはおいくらになるのでしょうか。

○委員長（井出悟） 演習場対策室長。

○演習場対策室長 1日、会議等だけですが1回5,000円でございます。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） 48人が全部従事するかというとそうではないと思います。今回の使用協定の関係だと思うんですけど。実質は何人に対応するということですか。

○委員長（井出悟） 演習場対策室長。

○演習場対策室長 概算でございますけれども、増額する分が25万円程度です。25万円÷5千円の人件分なんですけど、概要としましては主だった役員、小委員と言うんですけども、小委員が2回程度今後調整会議を行いまして、その後、年明けと言うんですか、裾野市として南関東防衛局と交渉を行うと、そのような会議に出席する費用弁償でございます。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） 使用協定の改定については年度当初から会議も増えるということは判っていたと思うんですけど、本来でしたら当初から25万円、補正じゃなくて組むべきだったんじゃないかと思いますがその辺はどうで

しょうか。

- 委員長（井出悟） 演習場対策室長。
- 演習場対策室長 そのとおりでございます。暫時休憩を。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。演習場対策室長。
- 演習場対策室長 本来であれば当初予算で金額を増額すべきだったと思いますが精査するのに時間が掛りまして補正をするということに至りました。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 費用弁償、先ほど1回5千円というお話でしたけれど、この費用弁償を規定している要綱等は何を基にされていますか。
- 委員長（井出悟） 演習場対策室長。
- 演習場対策室長 費用弁償が1回5千円ということにつきましては、特に要綱等の定めはございません。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 市からの補助金ということで、市の方では費用弁償の規定があったと思いますけれど、それを準用されたりはしないんですか。
- 委員長（井出悟） 演習場対策室長。
- 演習場対策室長 特にはしておりませんが、演習場対策委員会の会計報告等は監査等にさせていただいて精査をさせていただいています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 要綱のないなかでの支出というのは大丈夫ですか。
- 委員長（井出悟） 演習場対策室長。
- 演習場対策室長 対策委員の設置についての要綱は当然在りますけども、費用弁償について1回幾らというような細かい要項は定めておりません。
- 委員（賀茂博美） 休憩して下さい。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。その他質疑はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終了します。分科会外委員の質疑をお受けいたします。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 質疑を終了いたします。以上で第72号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第72号議案の内の関係部分に関する意見を伺います。賛否に関する意見は在りませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で第72号議案の内の関係部分に関する意見を終わり

ます。以上で演習場対策室の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時14分 休憩

産業振興課の審査（第 72 号）

○委員長（井出悟） 再開いたします。次に産業振興課の審査を行います。第 72 号議案の内の関係部分の審査になります。産業振興課長の説明を求めます。産業振興課長。

（産業振興課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） この 825 万 6 千円は何社分ですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 1 社でございます。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 具体的な設備の内容を伺ってもよろしいですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 設備の内容ですけど、家屋、工場だとかの建物関係のものが 812 万 1 千円。それから固定資産の償却資産があるわけで、そちらの方が 13 万 5 千円となり、合計で 825 万 6 千円となります。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 固定資産税で回収をしていくとしたら大体何年ぐらいで回収は出来る予定ですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 この奨励金に関しまして簡単に言いますと固定資産税が支払われたものであって、補助金の対象部分についてお返しするようなかたちになっているものですから、この金額がそのまま固定資産税というようなかたちになります。1 年限りです。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） その企業への今回の企業立地の設備投資の全体額は幾らでしたっけ。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 固定資産の屋社の評価額が約 5 億 8 千万円。償却資産が約 1,500 万円となります。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 補助金出ている、奨励金出ている金額全体ではどうなるんですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 当初予算に上げていたものは別の企業に対しての金額になりますので、この会社についてはこの 825 万 6 千円のみになります。

- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 建屋に 812 万円なんですけれども、それは償却は通常通り何年か償却していったって、このお金は会社から見れば臨時収入として扱うようなもの、建屋の価値とか償却額とかにはまったく関係ないですよ。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 建物を税額に対してこのまま 1 年分をお返りするようなかたちになりますので、2 年目以降は通常に課税されていくというものになります。ですから企業からしますと裾野に来る特典というような考え方があると思います。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） この企業、今回設備投資もされて建物も建てているんですが、市内雇用というのはどれくらい見込んでいらっしゃいますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 詳細についてはまだ調査はしてないんですけど、この奨励金の要綱の中では 10 人以上の雇用者を用意していなければいけない規定がありますので、それ以上の人数がおられるというようなかたちになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） その企業の建屋って償却資産ですよ。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 建物は固定資産になりますので、建物の評価をして 3 年に一回ずつ評価替えをしていくようなかたちで評価額はそこで税額は見直されていくことになります。
- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 当初予算で企業立地設備投資奨励金ですね。設備という建物が入らないのではないかと思いますけど、それは別。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 奨励金の交付要綱の中に建物を新築または増築した分と機械設備というものを対象にしますよというふうなかたちで、交付要綱の中に謳われておりますので対象としています。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 先ほどの答弁の方で、交付が決定したから申請することなんですよね。今の質問の状況を見ていると、10 人以上の雇用があったというものがありませんよね。そうするとそれはチェック済ということじゃないんですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 人数自体は 10 人以上というのはチェックしているんですけど、

現時点での人数というのは把握していないという意味合いでお話をさせてもらったんですけど。暫時休憩願います。

- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 10人じゃなくて5名以上ということですね。新規が。裾野市の住民が。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 新規は一人以上で良くて、その事業者自体がその企業が雇用実態が全部で10人以上というかたちになっています。この奨励金要綱の中では。
- 産業部長 建てたことによって新規に10人ということではなくて、企業自体が10人以上のところ、なおかつ1人以上の新規の雇用がある。というのがOKです。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 当初予算でこの分の予算を一つも見込んでいなかった点はどういう理由でしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 昨年からの事業に対しての相談や申請関係の方は受け付けていたんですけど、企業からの最終的な手続きが行われていまして、指定を受けたのが31年の3月22日の日付で指定を受けて、で、企業との話の中で最終的に7月5日に合意をしたものですからここで補正をくまらせていただいたというかたちになります。
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 今の時点でこの奨励金に関する問い合わせなり調整をしている事業者はあるんでしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 当初予算に1社あります。で、そちらの方は既に支払いを完了しています。
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） ということは、他は今はないということですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 今はありません。
- 委員長（井出悟） その他よろしいですか。
（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 72 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 72 号議案の内の関係部分に関する意見を伺います。賛否に関する意見は在りませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 以上で第 72 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で産業振興課の質疑を終わります。以上で産業部の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 28 分 休憩

11 時 30 分 再開

○委員長（井出悟） 再開します。以上で、予算決算委員会産業振興課に割り振られました議案及び産業建設委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

11 時 30 分 休憩

討論・採決

○委員長（井出悟） 再開いたします。ただいまから本委員会に付託されました第 65 号議案裾野市手数料条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 65 号議案裾野市手数料条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第 69 号議案裾野市水道使用条例の一部を改正することについての 討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。只今から採決いたします。本委員会に付託されました第 69 号議案裾野市水道使用条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本員会に付託された本日の議案の審査はすべて終了いたしました。予算関係の議案につきましては、来る 9 月 13 日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては来る 9 月 18 日の本会議で委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。予算決算委員会産業建設分科会及び産業建設委員会を閉会いたします。

裾野市議会 予算決算委員会総務分科会・総務委員会

令和元年9月9日（月）

9時00分 開会

○委員長（中村純也） ただいまから、予算決算委員会 総務分科会 及び総務委員会 を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第72号議案 令和元年度裾野市一般会計補正予算（第3回）の内の関係部分、及び、本委員会に付託されました、第61号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、第62号議案 裾野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて、第64号議案 裾野市印鑑条例の一部を改正することについて の審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中村純也） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔にお願いいたします。

次に、分科会外委員 及び 委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。質疑・意見について、分科会外委員 及び 委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中村純也） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員 及び 委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

総務部

○委員長（中村純也） ただいまから、総務部関係の審査に入ります。

総務部長の総括説明を求めます。総務部長。

（総務部長、説明）

○委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。

財政課の審査（第72号）

○委員長（中村純也） はじめに、財政課の審査を行います。第72号議案の内の関係部分の審査になります。財政課長の説明を求めます。財政課長。

（財政課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 財調の関係で、ちょっと長くなるので休憩願います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩致します。

○委員長（中村純也） 再開します。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 財調を1.3億ぐらい取り崩すんですが、当初予算で一般財源として見込んでいたものが減額されることの中で、今後の財政運営をどの様にしていくのか伺います。

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 今年度の収支のバランスにつきましては、今回の補正に伴いまして財政調整基金の方で対応させていただくというかたちになります。来年度以降の計画につきましては当初予算編成時から今回の法人税の減に対応するような予算編成としてなるべく収支減に対応するような予算編成を庁内で行っていきたいと思っております。

○委員長（中村純也） 暫時休憩致します。

○委員長（中村純也） 再開します。財政課長。

○財政課長 今年度の収支につきましては財政調整基金の対応、来年度以降につきましては今後作成します中期財政計画の中で歳出の削減等に対応していきたいと思っております。

○委員長（中村純也） 佐野委員。

○委員（佐野利安） 法人市民税が2億2,500万円の減は、これは財調で1億7千にながしとそれについてマイナスなんですけど、どこからあとは補てんするのでしょうか。

○委員長（中村純也） 暫時休憩致します。

○委員長（中村純也） 再開します。財政課長。

○財政課長 今回の補正の中で地方特例交付金の歳入補正がございます。地方特例交付金また歳入全般の中で特別会計からの繰入金等がございます。そちらの歳入でバランスを取っていきたいと思っております。

- 委員長（中村純也） 他にありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 72 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 72 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の賛否に関する意見は有りませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 72 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で財政課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9 時 12 分 休憩

9時12分 再開

税務課の審査（第72号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に税務課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第72号議案の内の関係部分の審査になります。税務課長の説明を求めます。税務課長。

（税務課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。増田委員。

○委員（増田祐二） 大きく減った要因を細かく教えていただけますか。

○委員長（中村純也） 税務課長。

○税務課長 要因としましては申告に基づく金額が歳入されるものですから、要因の分析はそれぞれありますけれど基本的には法人税割ですので、企業の業績になります。

○委員（増田祐二） 暫時休憩願います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩致します。

○委員長（中村純也） 再開します。増田委員。

○委員（増田祐二） 法人税の減額について景気動向以外に特定の理由というものがありますでしょうか。

○委員長（中村純也） 税務課長。

○税務課長 景気の動向以外に市内の従業員数で按分されるものに影響を受けます。

○委員長（中村純也） 他にありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第72号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第72号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の賛否に関する意見は有りませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第72号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で税務課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時19分 休憩

9時20分 再開

行政課の審査（第72号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に行政課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第72号議案の内の関係部分の審査になります。行政課長の説明を求めます。行政課長。

（行政課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第72号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第72号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第72号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で行政課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時22分 休憩

人事課の審査（第72号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に人事課の審査を行います。第72号議案の内の関係部分、第61号議案及び第62号議案の審査になります。はじめに第72号議案の内の関係部分の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 31ページ。時間外の関係ですけど、時間外の縮減に一生懸命取り組んでいると思いますが、ここで550万円増額するんですけど、要因と言うのはどういうことでしょうか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 時間外手当の増につきましては、商工総務費につきまして準高地トレーニングの関係の部分と、区画整理の部分の事業進捗ということで、こちらの方が補正予算の大きな要因となっております。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） そうすると準高地トレーニングと、区画整理って言うところ商工総務費でしたっけ。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 区画整理は区画整理費の予算課目です。すみません。要因として2件ということです。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） 準高地トレーニングというのは今年、まあ去年からやっていると思うんだけど、去年に比べて今年は事務量が増えている、区画整理もそういう考え方で良いんですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 委員のおっしゃるとおりとなっております。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） 12ページの賃金のところだけれども、説明の方だと再任用職員が居たけれど、それが退職したので臨時職員を充てたということだけれども、それでよろしいですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 そのとおりでございます。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） というと、当初予定した人が途中で退職をされたら、そういう考えで良いんですか。

- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 年度途中での退職というかたちになっております。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 18 ページの児童館費。この再任用を予定していたのが臨時になったと、これをもう少し詳しく状況をお話下さい。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 昨年度まで再任用の職員が館長を勤めておりましたけれども、こちらの者がではなくて、他の者を雇用した 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩致します。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 再任用を予定していましたが、同一の者を臨時職員として雇用したということになりまして、支出科目の方が変わりここで補正させていただきます。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 職種と言うか。これは指導員とか館長とかあるんですけど、これはどのような事なのでしょう。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 職種につきましては、児童館長となっております。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 再任用から臨時。何がどう変わったんですか。
- 人事課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩致します。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 再任用を予定しておりましたが臨時職員での雇用となったため支出の課目が変わったということで補正させていただきました。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 科目は変わっても金額は一緒ということで良いですか。金額とか共済とか。そういうものは。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 再任用と臨時職員の制度は違うんですから、保険について、社会保険については一緒ですけども、賃金体系、給与体系は変わっております。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 今後もそのところは、今後入れ替わるときに再任用で行くのか、それとも今後は臨時で行くのか、そういうことまで影響しますか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩致します。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。

- 人事課長 職種につきましては児童館長という職種で、人選に応じて雇用体系が変わってきますので、今回は臨時職員での雇用ということになりました。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第72号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第72号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の賛否に関する意見は有りませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第72号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

人事課の審査（第 61 号）

- 委員長（中村純也） 次に第 61 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。
（人事課長、説明）
- 委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 第 3 条のところで、市職員の分限に関する条例の中で、休職期間は 3 年だったものが任期の期間にするということなんですか。具体的な説明をお願いします。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 こちらにつきましては会計任用職員は任期の期間の範囲内というかたちを定めたものとなっております。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） それでは、病気になったらとにかく辞めなきゃいけないという状況になってしまう、ほとんど任期の間は。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 休職期間の定めということで、それが会計年度の任期内と定めておりますので、会計年度職員については会計年度までが任期になりますから、そこまでというかたちになります。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 同じ 3 条の中で継続する間という、これをちょっと判り易く説明をお願いします。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 継続というのは裁判等で出れない期間の部分の継続というかたちです。休職の中の基礎休職の部分がこれに該当します。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） これもやはり任用の期間の中でということですよ。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 任期の期間内ということですよ。
- 委員長（中村純也） 他はありますか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 第 5 条のところで、休暇は現状と比べてどのようになるんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 こちらの第 12 条のところでは文言が「及び臨時職員の任用」

ということで文言が修正されております。年次有給休暇の部分の文言が修正されているということの部分が改正されております。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） 第6条のところでは育児休業に関するものがあるんですけど、新しくなる会計年度任用職員にすることによって、比較、比較は何か、ここが変わるみたいな部分というのはあるんですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 従前におきましては非常勤職員による育児休業がございましたので、ここで新たに設けるというかたちになっております。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

~~○委員（岡本和枝） 任用職員の採用の方法というのほどのようなになるんですか。~~

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 暫時休憩願います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開します。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 今の質疑取り消します。

○委員長（中村純也） 他、ありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員外議員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第61号議案に関する質疑を終わります。

人事課の審査（第 62 号）

- 委員長（中村純也） 次に第 62 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。
（人事課長、説明）
- 委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。増田委員。
- 委員（増田祐二） 現行の臨時職員の方々、来年度以降どういう任用になるのかについてに関しては、おそらく面接をされると思うんですけども、そのスケジュール感について説明があればお願いします。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 臨時職員に対しまして今月ですけど説明会を実施している最中でございます。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 説明会というのは各課ごとに抱えている臨時の方々は違うと思うんですけど、それらを一同に会して説明会を行うというふうな、そういうふうなかたちでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 フルタイム、パートタイムというかたちで、かなりこれ、時間帯とかが違うふうになっておりますので、体系ごとに分けまして合計 10 回ほど説明会をする予定でおります。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） フルタイム、専門職だと思いますけど、そういう説明があったと思いますけど、具体的に職種は今の段階で判ったら教えて下さい。
- 人事課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 フルタイム会計年度職員の職種につきましては、保育士、幼稚園教諭、家庭相談員、栄養士、歯科衛生士、などとなっております。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 「など」とつくと。「など」がなければ良いですが。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 すみません。保育士、幼稚園教諭、家庭相談員、特別支援教育巡回相談員、障害者相談員、栄養士、美化センター業務員、歯科衛生士、助産師、その他、各支所の事務と特殊な事務として富士山資料館と議会事務局、それと障がい者の中でフルタイム勤務を希望する職員というかたちがフルタイム会計年度職員ということで考えております。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 了解しました。次の質疑を

(「すみません」の声あり。)

- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 追加でお願いします。給食員の中で現在フルタイム勤務の給食員、
というかたちです。すみませんでした。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） はい、了解しました。別の質疑をします。退職手当がフルタイムには払われるようになるんですけど、退職手当については独自条例
を作ってやるんですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 正規職員同様、市町総合事務組合の条例の方の対応となります。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 正規職員と一緒に総合事務組合の方に負担金を払う、そ
ういうことですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 そのとおりでございます。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 現在の説明会の中で不安に思っていることって何かあり
ますか。
- 人事課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 勤務時間の関係であったり、給与の関係の質問、問い合わせがご
ざいました。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 今回の任用職員の制度で、今までと勤務状況とかがぐつ
と減るとかそういう状況が悪くなるというような職種というか人たちは居
るんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 勤務条件の中で言いますと例えば休暇関係ですけど現状よりも休
暇の制度は増えているというふうには思います。給与面につきましては現状
の年収を下回らないと言いますか、同等の水準を保つようなかたちで給料に
ついては設定をしているということでございます。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 悪くなるというところはないと考えております。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） この表で社会保険なんですけど、協会健保で勤務期間が
これ12月を超えてですか。それとも12か月、12月ですよ。

- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 表現の違いで12か月も12月も同じ意味で捉えていただいて結構でございます。
- 委員（内藤法子） 暫時休憩して下さい。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。他にありますか。増田委員。
- 委員（増田祐二） 先ほどの答弁にあった部分で、フルタイムの職種をお話いただいたんですけど、その職種にある方は基本的には全部フルタイムで任用すると考えてよろしいでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 そのとおりでございます。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 職種によっては現在パートタイムの職の方も居ますんで、先ほど申しました職種の中においてもそういう方はいらっしゃいますんで、そういう方については現状の時間がベースになりますから、全て先ほど申しした職種がフルになることではなくて現状パートの人はパートというかたちになります。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 フルタイムを適用するのは先ほど申しました職種というかたちになります。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 休憩でも良いですか。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。他はありますか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 会計年度任用職員の採用、選考方法というのはどのような方法になるのでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 採用につきましては、任用につきましては書類選考と面接というかたちになります。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） それぞれ時間外勤務手当とかを支払うことになっているんですが、現状の、例えば保育士さんの時間外労働の実態調査みたいなものというものはお持ちでしょうか。会計年度の職員を任用するにあたって。実際に、現状どんな状態なのかという調査はされたのでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 会計年度任用職員に伴ってということはありません。

- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） それに関連せず実態の調査というのはこれまでされたこと
とっていうのはありますか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 時間外の関係につきましては時間外の削減の観点がございますの
で、そういう観点で月々把握しているという現状でございます。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 公立の場合あるか判らないんですけど、よく持ち帰りの
仕事とかずっと子どもをみていなきやいけない部分では・・・
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。ほかにありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員外議員の質疑はありませんか。杉山議員。
- 委員外議員（杉山茂規） 先ほどの説明の中で給与に関しては年収を下回ら
ないよという話がありました。パートタイムの方、報酬に関しては年収
を下回らないような恰好、考え方は、同じ考え方でしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 報酬についても現在の年収を下回らないようなことを考えており
ます。
- 委員長（中村純也） 杉山議員。
- 委員外議員（杉山茂規） パートタイムの方なんですが、各種手当が支給可
能との中で、時間あたりの単価が上がるように感じるんですが、そうなった
場合実働の働く時間に影響はあるんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 働く時間は何時間と決まっておりますので、それについては特に
時間外に左右されるものじゃないと思います。
- 委員外議員（杉山茂規） 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。杉山議員。
- 委員外議員（杉山茂規） 働く時間が、給与については同等だよという話が
あったと思うんですけど、その中で働く時間が減る可能性のある職種につい
て教えて下さい。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 一般事務補助につきましては現在フルタイムで雇っている職員が
いるわけですが、そちらにつきましては業務内容を精査した中で7時間
というかたちで考えております。
- 委員長（中村純也） 他はありますか。賀茂議員。
- 委員外議員（賀茂博美） 今回の会計年度任用職員のパートタイム、フルタ

イム、それぞれの対象となる方の人数というのはどれくらいいらっしゃるんですか。

- 人事課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 現時点の人数でございますけれど、フルタイムが77人、パートタイムが245人となっています。
- 委員長（中村純也） 賀茂議員。
- 委員外議員（賀茂博美） 施行が来年の4月1日ということなんですけど、これから地域手当それから退職手当等が対象になってくるフルタイムの方の来年度の施行の時期、4月1日から予算的にはどのくらいの影響があることの試算はされてらっしゃればその金額を教えてください。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 現在の人数で試算してますけれど、約4,500万円程度は増える見込みでございます。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 今回の任用職員の条例を制定するにあたって、今後フルタイムの部分で例えば正規職員への置き換えを図る率だとか、任用職員の率が高い職場があったと思うんですけど、そういうような考えとかの議論はありますか。人事配置上と言うか、人事戦略上。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 今回につきましては会計年度任用職員の職を定めているというふうなかたちになりますので、全体的なところで各職場がございますけど、いまのところ、この場でどうこうと言うところの、お話するところの内容は無い状況でございます。
- 委員長（中村純也） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 良く判らなかつたんですけど、考えてないのか今そういうことを言いたくないのか、どういうことかちょっと判らないんです。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 現在のところは考えてございません。
- 委員長（中村純也） 土屋議員。
- 委員外議員（土屋秀明） 保育士さんの確保が難しいという中で、今回のフルタイムの中で、今までよりも、臨時保育士さんが有利になるような内容はあるんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 いくつか、給与面であったり、休暇の中で現状よりは改善されているところがあるというふうに思います。

- 委員長（中村純也） 土屋議員。
- 委員外議員（土屋秀明） 連続して任用していく中での最終の年齢は基本的には現在と変わらないのでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 現在においても定年制で何歳ということもございませんので、年齢についての要件はないというかたちになります。
- 委員長（中村純也） 土屋議員。
- 委員外議員（土屋秀明） 正規職員の定年の延長の話と言うのは国からも既に前からでてるんですけど、これらは多少それに向けての布石というか考え方を持っているのでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 こちらについてはまるっきり別のものというふうに理解しております。
- 委員長（中村純也） 以上で第 62 号議案に対する質疑を終わります。以上で人事課の質疑を終わります。以上で総務部の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 13 分 休憩

企画部

- 委員長（中村純也） 再開いたします。ただいまから、企画部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクを使用願います。
企画部長の総括説明を求めます。企画部長。
（企画部長、説明）
- 委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。

企画政策課の審査（第72号）

- 委員長（中村純也） 企画政策課の審査を行います。第72号議案の内の関係部分の審査になります。企画政策課長の説明を求めます。企画政策課長。
（企画政策課長、説明）
- 委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。増田委員。
- 委員（増田祐二） この表でいくと4番の債務負担行為額の1億8千万円の積み上げ根拠をお聞かせください。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。企画政策課長。
- 企画政策課長 まず負担金の方ですけど、まず中立的な価格であります不動産鑑定評価を事業者が取得しまして道路予定地の面積はCAD求積ですけども、そこから積算しています。積算内容につきましては建設管理課の方でチェックは受けていますが、道路として広がる面積がですね、7,446.15㎡になります。その内訳が農地と雑種地、宅地がございまして、それぞれの鑑定価格を面積に掛けて出しておるといふ計算で出しております。次に補助金の積算方法ですけども、事業者から数量入りの設計書を徴取しまして、舗装についてはまちづくり課の方でチェックをしております。水道管敷設については上下水道工務課の協力でチェックをしておりますが、単価を公共単価に変えまして積算金額を求めております。それと事業者の金額を比較して公共単価よりも低いということを確認してここで出させていただきます。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。増田委員。
- 委員（増田祐二） 項目ごとに金額をお願いしても良いですか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 舗装につきましては、事業者の設計額が26,000,475円、これにつきまして市の方で計算しました額が27,158,232円ということで、事業

者の設計価格が低いものですから2,600万円に3分の1を掛けて算出した額が866万6,825円となりました。また、水道管敷設工事につきましては事業者の設計額が3,889万9,419円、それに対しまして市の計算した設計額が4,161万976円ということで、事業者の方が低いものですからこれの3分の1ということで金額を算出しております。で、その合計額につきまして、合計しますと補助金額が2,163万3,298円となりますが、百万円未満を切り捨てさせていただきまして2,000万円という金額を出しております。

- 委員長（中村純也） 他にありますか。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 根拠となる土地区画整理事業助成要綱というのはいつ出来ているんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 昭和59年3月30日に告示されております。平成11年9月9日に一番最近改正されております。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） それは例規集の中に入っていますか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 入っております。建設関係のところ。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） この事業はどんどん推進してもらいたい前提で聞きますけど、開発行為だと事業者が全部負担してくるわけですね。帰属する道路や何にしる。これを土地区画整理事業だと要項があってそれを助成できるんでしょうけれど、開発行為と区画整理事業の差というか。何か。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 開発行為は事業者がやりたいからということでやる事業になります。今回の土地区画整理事業につきましては市の方で都市計画決定をして市の都市計画事業として進めるということの違いが大きくあります。そのために必要となる助成の要綱があるものですからそれを使って、申請があればそれに対して必要な負担をしていくというふうな違いがあります。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） これが分譲価格に転嫁するからね。道路にしる何にしる費用は。それを補助してやるということはその分が分譲価格から外れてくるから安くはなるんでしょうけれど、そういう考え方も当然おありなんじゃないかな。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 施工者が最終的にどういう風な価格で土地を処分するかまでは市の範囲内ではないんですけど、結果として事業費が掛らなければその分安くなることは期待できるのではないかというふうに考えております。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。佐野委員。

- 委員（佐野利安） この北部のことにまちづくり課が都市計画決定されましたよね。市役所は窓口がなぜ企画政策課になっているかちょっとお聞きします。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 この事業につきましては、市の人口ビジョンですとか、そういう各種の総合調整が必要、市の計画の中で重点施策ということで企画の方が窓口になって事業を進めていこうということで企画の方で事業を進めて行くことになりました。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 初歩的なことを聞くんですけど5番の事業による税収試算による1世帯で4人というのは決まっているんですか。人口は単身者も多く、ちょっと読みが甘くならないかとちょっと思うんですけど、こういう計画の時は1世帯が4人と決まっているんですか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 市の政策に出生率が2.いくつということがありますんで、そうすると市の考え方としては子育て世代に住んでいただきたいということもあるものですから、それで親子、子どもが二人、そういうイメージで試算をしてあると、そういう数字になります。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） そうすると単身でも家を建てる事が出来るんで、だからその、あの、幅がありますよね。最低でもこれくらい。或いはこれが理想ですけど、その辺は計算とかしているんですか。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。内藤委員。
- 委員（内藤法子） 1世帯4人と書いてありますが、想定の人口が甘いという事はないですか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 これは目安ということで示させていただいたものであります。ただ、建物につきましては何人住んでも同じ金額ですし、年収500万円という試算をしていますので扶養の数が減ればその分だけ税収アップにつながっていくのかなというものがあるものですから、これはあくまでも大雑把な試算ということで考えていただければということで提出させていただいた数字であります。
- （「わかりました」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 他はありますか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 南部の区画整理の時にもこの補助金要綱を使ってスタートの時だったと思うんですけど、その時もこの負担金、補助金というような内容で支出されたんでしょうか。

- 企画政策課長 暫時休憩願います。
 - 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
 - 委員長（中村純也） 再開します。企画政策課長。
 - 企画政策課長 負担金は出しておりませんが補助金は出していることは確認しております。
 - 委員長（中村純也） 岡本委員。
 - 委員（岡本和枝） 南部の時は組合施行でやっていたと思うんですけど、その時はこの負担金は無かったということですけど、今回の場合、道路用地の取得費相当額というのは何か減歩部分に相当するような額ということなんでしょうか。
 - 委員長（中村純也） 企画政策課長。
 - 企画政策課長 減歩とは別の考え方をしまして、最終的に市に帰属していく部分について用地費を負担するというので、根拠が土地区画整理法にあるものになります。で、その申請をしたいという協議があったものですから市の方もそれに対して応じたという経緯がございます。
 - 委員長（中村純也） 岡本委員。
 - 委員（岡本和枝） 公共用地の管理者負担金というような名目の中で支出されているということですか。
 - 委員長（中村純也） 企画政策課長。
 - 企画政策課長 負担金として今回債務負担をお願いするものになります。
 - 委員長（中村純也） 岡本委員。
 - 委員（岡本和枝） 事業は次年度以降ということですけど、来年度予算にも何か載ってくる部分ってあるんでしょうか。
 - 委員長（中村純也） 企画政策課長。
 - 企画政策課長 事業の進捗に応じて支出等をしていきますので、今年度はその事前の、予備的な作業が主体となるものですから、所謂出来高、出来高が何パーセントと言うところまでは行かないという風に事業者の方で見込みを聞いておりますので、今年度の支出がないということではもちろんないんですけども、来年度については事業者の方で認可後、事業計画を再度見直しをしてその出来高の計画を聞いて必要に応じて新年度予算で予算を要求していく予定であります。
- （「わかりました」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 他にありますか。勝又委員。
 - 委員（勝又利裕） 確認します。公共用地については土地区画整理だから減歩が当然出てきますよね。その分が道路に行くんだと思うけど、その減歩以外の部分の面積をさっき言ってくれたの。
 - 委員長（中村純也） 企画政策課長。
 - 企画政策課長 実際に道路用地の計画がありますので、それで買収しなけれ

ばならない面積について算出しまして、それに鑑定価格を出して用地代相当分ということで計算をしています。ですから事業者の中で相当分なものですからどのように資金計画を立てていくというのは事業者の方で立てていきますので、最終的には減歩率が軽減されるということもありうる、可能性としてはあるという風に考えています。

- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。企画政策課長。
- 企画政策課長 含んでおります。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 開発エリアに接している部分、元々市道 1-11 だっけ、それと北へ向かっていく部分、その歩道分は拡幅するじゃないですか。その部分もこれに含まれているんですか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 含まれております。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。村田委員。
- 委員（村田悠） この資料による税収の試算が出てきたんで質疑します。この分譲地については職住近接の住を強化しということと、あと、定住人口を増加させたいということで、これを買ってくれるユーザーとして大手自動車会社の社宅の人たちとかをされていると思いますが、その点如何でしょうか。
- 委員長（中村純也） 再開します。企画政策課長。
- 企画政策課長 主にその辺りを念頭においております。
- 委員長（中村純也） 企画部長。
- 企画部長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。村田委員。
- 委員（村田悠） 私は別に使えない土地を整備するというふうには思っていないで、この整備をすることには大変賛成であります。しかしながらこの頃の総合計画の策定会議やみらい会議なんかで出てくる、この北部まちづくりのア写真、パース図、まちづくりの写真を見ていると大手自動車会社の人のユーザーを目的とまでは言いません。あてにしているにも関わらず、出てくるパース図の写真が日産のリーフであったり、というところが出てくるんですよ。僕はそういう小さいところはやっぱりこういうものを買うか買わないか、この税収の試算というものに出てくると思うんですね。そういう小さいもの、市役所っていうのは物を売りませんから・・・
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。村田委員。
- 委員（村田悠） 物を売る感覚で税収を増やすというところで、色々なところに市役所は配慮をしなくてはいけないと思います。今、どのようにお考え

でしょうか。

○委員長（中村純也） 企画部長。

○企画部長 様々なご指摘があろうかと思えますけれど、行政は法律で決まったことをやるだけではなくて、これからの社会情勢の動きにもしっかりと見極めながら動いていくと、当然そのさきには市民の方々、それから事業をする方々、みなさんいらっしゃると思いますので、議員ご指摘部分はしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（中村純也） 他はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。賀茂委員。

○分科会外委員（賀茂博美） 負担金の部分の、今先ほど道路面積分のご紹介がありましたけれど、積み上げの詳細をもう少し教えていただけますか。

○委員長（中村純也） 企画政策課長。

○企画政策課長 暫時休憩願います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開します。企画政策課長。

○企画政策課長 面積が7,446.15㎡で、それぞれの単価、畑が1万3,300円、雑種地が6万6,600円、宅地6万6,600円を掛けまして都合、1億6,138万2,536円と言う金額になります。そして百万円未満を切り捨てております。

○委員長（中村純也） 賀茂委員。

○分科会外委員（賀茂博美） 先ほどおっしゃった単価は現在の土地の単価ということよろしいですか。

○委員長（中村純也） 企画政策課長。

○企画政策課長 28年10月に不動産鑑定を採っております。それから時点修正というものがありまして年間の変動率がありますのでそれを掛けて単価を出しております。

○委員長（中村純也） 賀茂委員。

○分科会外委員（賀茂博美） これは県の内フロの指定を受けていますけれど、この指定を受けたことによって何かメリット、ありませんか。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開します。企画政策課長。

○企画政策課長 都市計画の市街化編入にあたりまして県のそういう指定を受けているということでスムーズな県の総合調整が出来ております。

○委員長（中村純也） 賀茂委員。

○分科会外委員（賀茂博美） それ以外には特にはないですか。

○委員長（中村純也） 企画政策課長。

○企画政策課長 この土地区画整理もその一部ということで県の方の事業の位

置づけということで理解が早くなっておりますので、事前協議等もその点ではスムーズに行ったというふうに考えております。

- 委員長（中村純也） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 逆に指定を受けていることで市に対する規制というかデメリットにあたるものはないですか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 ございません。
- 委員長（中村純也） 他はありますか。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 債務負担行為1億8千万円のうち今後想定される、例えば国とか県とか、市単独の部分だとか、どれくらいになるかという試算とかありますか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 これは市負担になります。
- 委員長（中村純也） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） この他、国とか県から入る土地区画整理事業に関わる国庫負担、そういうものっていうのは見込まれていますか。どれくらいありますか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 今回は見込まれません。
- 委員長（中村純也） 他はありますか。土屋委員。
- 分科会外委員（土屋秀明） 債務負担をここで設定をして実際の支出はこのちですけれども、支払いと言うのは一括で最後にするのでしょうか。それとも分割で分けてするのでしょうか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 補助金につきましては最終年に出来上がってから一括と考えております。負担金につきましては今後検討の余地はあります。例えば事業の出来高に応じて分割で支払うということも検討の中に入っております。
- 委員長（中村純也） 土屋委員。
- 分科会外委員（土屋秀明） 市道認定の話がありますけれど、認定のタイミングというのはどの時点で考えられているのか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 公共施設ということになりますので、市道路線の認定が出来てから支払という流れになってくると思っております。したがって認可申請後早い時期に市道認定の議案を出させていただいて、そのあと、公共用地になるという担保を取ったうえで支出していくというかたちをとってまいります。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第72号議案の内の関係部分に対する質疑を終わります。これより第72号議案の内の関係部分に関する意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第72号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で企画政策課の質疑を終わります。以上で企画部の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時59分 休憩

環境市民部

○委員長（中村純也） 再開いたします。ただいまから、環境市民部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクを使用願います。

環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。

（環境市民部長、説明）

○委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。

市民課の審査（第 72 号）

○委員長（中村純也） はじめに市民課の審査を行います。第 72 号議案の内の関係部分及び第 64 号議案の審査になります。はじめに第 72 号議案の内の関係部分の審査になります。市民課長の説明を求めます。市民課長。

（市民課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。増田委員。

○委員（増田祐二） コミュニティ助成事業の申請が下りなかった内容について何って良いですか。

○委員長（中村純也） 市民課長。

○市民課長 申請が下りなかったものについては、御宿新田区が申請致しました音響設備、テント等でございます。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） その理由は何ってますでしょうか。

○委員長（中村純也） 市民課長。

○市民課長 不採択の理由ということでございますけれど、近年申請が多くなっておりまして、2 件、3 件の申請は中々難しい現状になっております。

○委員長（中村純也） 他にありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 72 号議案の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 72 号議案の内の関係部分に関する意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 72 号議案の内の関係部分に関する意見を終わ

ります。

市民課の審査（第 64 号）

○委員長（中村純也） 次に第 64 号議案の審査になります。市民課長の説明を求めます。市民課長。

（市民課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 施行日が 11 月 5 日の根拠を教えてください。

○委員長（中村純也） 市民課長。

○市民課長 住民基本台帳法施行令の施行日に合わせたものでございます。

○委員長（中村純也） 他にありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 64 号議案に関する質疑を終わります。以上で市民課の質疑を終わります。暫時休憩します。

11 時 13 分 休憩

生活環境課の審査（第72号）

- 委員長（中村純也） 再開いたします。次に生活環境課の審査を行います。
第72号議案のうちの関係部分の審査になります。生活環境課長の説明を求めます。生活環境課長。
- （生活環境課長、説明）
- 委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。増田委員。
- 委員（増田祐二） 第1回転円盤の部分のこの機械の修繕に関してメーカーからの補償とかの話は無いものなんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 この機器は30年間、回転盤自体は出来てから30年間更新しておらず、その駆動部についても5年に1回程度更新することにはなっておりますが、そういうわけで、特に今回はメーカーの補償の対象外であります。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 点検としては5年に1度やられていて、直近の点検はいつになりますか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 点検自体は毎年行っております。更新は大体概ね5年に1回ということで、次回の更新は来年度を実は予定していました。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 来年度は当初を組んでこの部分の交換費用というようなかたちで計上される予定であったということで、それを前倒しして補正で組んで別のものに変えるというふうな認識でよろしいでしょうか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 そのとおりでございます。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） このものと、以前やった汚泥掻き寄せ機とは関連性は特に無いものと考えて良いですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 昨年の3月に補正しました掻き寄せ機、これは沈殿槽になりますので、別な設備のものになります。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。村田委員。
- 委員（村田悠） この機械の耐用年数は、耐久年数はあるんですか。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。生活環境課長。

- 生活環境課長 部品として5年に1度交換するようにしています。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） なぜ私がこういう質問をしているかという、その部品とかで更新、更新、5年でということをやっているのではなくて、例えばこの機械が駄目だったとすれば丸ごと換えてしまって、環境に関わることだから、国の補助を受けられるようなものがあるから、あると思うんで、そういうことを検討されて更新するのか、それとも新品に換えるのか、どちらが良いのかと思って質問しているんです。休憩をお願いします。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。村田委員。
- 委員（村田悠） 更新と新規、検討されたんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 これは浸出水全体の、処理施設全体の更新について色々検討はしております。そうした中で当面こういう対応が一番効率的であろうということで今回補正をさせていただきました。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はございますか。賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 今回これ浄化装置の部品ということなんですけれど、浸出水自体の処理には影響は特にはないですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 その間は処理水を貯留しておりまして、処理自体に影響は生じませんでした。
- 委員長（中村純也） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 現在は処理もせずにその水だけ取ってあることで良いんですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 先ほども説明させていただきましたが、今現在汎用品のチェーンで対応中ございまして、その汎用品でありますのできっちり歯車にあっていません。ちょっとこう、多少きしんだりする恐れもありますので、これをきっちりしたものを、歯車とチェーンが合うものを導入して円滑な水処理を行っていきたくと。そういう考えでございまして。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開します。生活環境課長。
- 生活環境課長 現在は排水処理をしております。
- 委員長（中村純也） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 今回補正で対応されてますけれども、予備費を

充当して早めに処理を、対策をしようということはお考えにはならなかったですか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 その点につきましても財政課と協議をしたところではあります。今回はとりあえずチェーンで対応も可能だということでもありますので補正で今回は計上させてもらうことにいたしました。

○委員長（中村純也） 他にありますか。勝又委員。

○分科会外委員（勝又豊） 発見の経緯を聞きたいんですけど。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 最初は本年の4月の月上旬に回転円盤から異音が発生しているのを職員が日々の点検の中で確認を致しました。最初は原因が何かははっきり判らなかつたものですから、しばらく様子を見ることにしていました。4月下旬にチェーン自体が破断してしまいました。で、一時的に、第2回転円盤がありましてそちらは嫌気性のもので、第2回転円盤の予備品があったものでそれを使って一時的に対応していたんですが、それも破断してしまったという経緯がございます。そんな経緯がありまして、で、現在は既製品のものを買って対応中ということでございます。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○分科会外委員（勝又豊） ギヤの摩耗が原因ということで、チェーンが緩んだ状態になってチェーンが破断してしまったというような解釈でよろしいですか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 緩みにつきましてはその都度こまをつめたりして対応もしてはいるんですが、チェーン自体、歯車自体が大分摩耗して、それから軸がぶれてしまっていると。そういう現象が生じておりましてそれ故に今回その設備を一式換えるということになります。

○委員長（中村純也） 他はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第72号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第72号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第72号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で生活環境課の質疑を終わります。以上で環境市民部の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時26分 休憩

11時26分 再開

○委員長（中村純也） 再開いたします。休憩いたします。

11時26分 休憩

11時26分 再開

○委員長（中村純也） 再開いたします。以上で、予算決算委員会総務分科会に割り振られました議案及び総務委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。

11時26分 休憩

討論・採決

○委員長（中村純也） 再開いたします。本委員会に付託されました第 61 号議案地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについての討論を行います。討論はありませんか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 第 61 号議案については非正規職員に対して法的根拠を与えて非正規雇用を合法化し非正規化を進めることによってより一層非正規化が進むことに繋がりがねないと思います。フルタイム、無期雇用というのが流れの中でこの方向性に逆行していると思います。よってこの法律に基づく条例改正に反対いたします。

○委員長（中村純也） 他に討論はありませんか。
（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決をいたします。本委員会に付託されました第 61 号議案地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成委員の起立）

○委員長（中村純也） 起立多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました第 62 号議案裾野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについての 討論を行います。討論はありませんか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） この 62 号議案も制度によってフルタイム職員とパートタイム職員との間に差別的な取扱を許すこととなります。そしてまたこのことが非正規化を進めると同時に民営化等への進めやすくなるというような危険性も含んでいる、で、政策上の流れにも逆行しているということでこの条例制定に反対します。

○委員長（中村純也） 他に討論はありませんか。
（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決をいたします。本委員会に付託されました第 62 号議案裾野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成委員の起立）

○委員長（中村純也） 起立多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決

することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました第 64 号議案裾野市印鑑条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 委員長(中村純也) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 64 号議案裾野市印鑑条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 委員長(中村純也) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された本日の議案の審査は全て終了いたしました。予算関係の議案につきましては来る 9 月 13 日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては来る 9 月 18 日の本会議で委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げまして予算決算委員会総務分科会及び総務委員会を閉会いたします。

11 時 40 分 閉会